

## 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

平成 17 年 2 月 15 日付の包括外部監査の結果報告書に関連し、以下のとおり意見を申し述べる。

I. 廃棄物の処理に関する事業	1
1. ごみ収集運搬費	1
2. ごみの収集頻度	4
3. その他プラスチックの分別回収	5
4. ごみ収集車の乗車人数	7
5. ごみ収集の外部委託	8
6. 収集経路の最適化	9
7. 購入とリースの有利性比較	10
8. 粗大ごみのコスト	11
9. 粗大ごみ処理券	15
10. 資源ごみ回収報償金・奨励金	16
11. 廃棄物減量指導員連絡協議会助成金	18
II. 財団法人川崎市リサイクル環境公社	20
1. 余熱利用市民施設の運営	20
2. 駐車場料金	24
3. 収支の状況	26
III. 緑に関する事業	27
1. 公園面積目標	27
2. 都市計画法の計画決定区域内の用地買収	32
3. 緑地保全計画	33
4. 緑被率	35
5. 公園用地の計画的な整備	36
6. 公園の安全管理	37
7. 住民のニーズの把握	37
8. 苦情に対する取組	38
9. 公園内の有料施設の収支の把握	41
10. 公園事務所における業務の確認	43
11. 公園事務所における切手の管理	44
12. 放置自動車への対応	45
13. 契約事務（公園・街路樹等管理業務委託契約）	45
14. 契約事務（公園トイレ清掃業務委託）	47
15. ばら苑	49
16. 緑化基金	50
17. 生田緑地ゴルフ場事業特別会計	51
IV. 財団法人川崎市公園緑地協会	52
1. 作業の勤務体制のあり方	52
2. 組織の構成	52
3. パークボール場の運営	53
4. ゴルフ事業の運営状況	54

5 . みどり会計 .....	54
6 . 思い出記念樹（緑化の普及啓蒙） .....	55
7 . 協会の財政状態及び収支の状況 .....	56
V. 株式会社川崎球場 .....	59
1 . 株式会社川崎球場の財政状態及び経営成績 .....	59

## I. 廃棄物の処理に関する事業

### 1. ごみ収集運搬費

#### (1) 川崎市のごみ収集運搬費の概要

川崎市では廃棄物種別ごとのごみ処理原価を計算しており、平成13年度のごみ処理原価は(表1)に示すとおりである。

(表1) 廃棄物種別ごとのごみ処理原価(平成13年度)

(単位:千円)

		普通ごみ	粗大ごみ	空き缶	空き瓶	雑金属	ペットボトル	計
A. 直接 経費	人件費	6,362,887	831,427	842,228	832,452	784,911	335,839	9,989,744
	物件費	584,571	99,943	126,319	187,302	42,150	17,428	1,057,713
	減価償却費	385,740	45,421	31,827	35,918	29,584	12,691	541,180
	公債利子等	71,500	4,635	2,158	4,477	2,005	860	85,636
	控除	52	7	7	7	7	3	83
	計	7,404,645	981,419	1,002,524	1,060,143	858,643	366,815	11,674,190
B. 管理部門配賦額		418,632	54,840	55,735	55,088	51,807	22,224	658,325
C. 収集運搬経費 (= A+B)		7,823,277	1,036,259	1,058,259	1,115,231	910,450	389,039	12,332,515
D. 処理部門配賦額		7,077,924	853,290	74,911	204,917	172,359	45,545	8,428,945
E. 経費合計(= C+D)		14,901,201	1,889,549	1,133,170	1,320,148	1,082,809	434,585	20,761,460
F. 単位原価(直接経費) (= A/I)		20	74	118	93	244	250	28
G. 単位原価(収集運搬経費) (= C/I)		21	78	125	98	259	265	30
H. 単位原価(経費合計) (= E/I)		40	143	133	116	307	296	51
I. 処理量(t)		371,644	13,218	8,491	11,429	3,522	1,466	409,770

(出典:環境局資料)

ここで、「管理部門配賦額」は本庁等の廃棄物関係全体に係る経費をそれぞれの部門の人数に応じて配分したもの、「処理部門配賦額」は処理処分に係る経費をごみ処理関係部門の処理量に応じて配分したものである。したがって、処理部門配賦額を配賦する前の「収集運搬経費」が収集運搬の原価になる。なお、直接経費には、ごみ収集車両の購入や処理施設の建設等に係る減価償却費が含まれている。

#### (2) 他の政令指定都市との比較

他市においてもごみ処理原価の計算が行われているが、減価償却費の扱い等の違いにより、必ずしも川崎市の原価計算結果と比較可能なものではない。したがって、川崎市と他の政令指定都市の収集運搬費を比較するにあたっては、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査(平成13年度)」の数値を用いることとした。この場合、発生額ではなく支出額をベースとした比較となるが、収集運搬経費に占める人件費の割合が81%と高いことから、収集運搬費を比較する上では結果に大きな差異が生じることはないと考えられる。

比較の結果は（表2）のとおりである。ごみ排出量 1t あたりの処理及び維持管理費を比較すると、川崎市における単位あたりの処理及び維持管理費は 35,036 円 /t であり、名古屋市、京都市に次いで3番目に大きい。

次に、ごみ排出量 1t あたりの収集運搬費を比較したが、そのための指標として、収集運搬費、人件費及び委託費の合計額をごみ総排出量で除した数値を用いた。人件費と委託費には収集運搬目的以外のものも含まれるが、データが入手できなかったためそのままの値を用いている。この指標で比較すると、川崎市の単位あたりの収集運搬費は、名古屋市に次いで大きくなっている。川崎市のごみ収集運搬費は、他の政令指定都市の中でも大きい部類に属すると言える。

(表2) 川崎市と他の政令指定都市の収集運搬費の比較(平成13年度)

	人件費 (千円)	処理費(千円)				車両等 購入費 (千円)	委託費 (千円)	その他 (千円)	処理及び 維持管理費計 (千円)	ごみ 総排出量 (t)	処理及び 維持管理費 /ごみ総排出 量 (円/t)	(人件費+収集運 搬費+委託費) /ごみ総排出量 (円/t)
		合計	収集運搬費	中間処理費	最終処分費							
川崎市	12,407,692	3,334,099	648,862	2,015,954	669,283	240,965	926,650	1,084,541	17,993,947	513,585	35,036	27,227
札幌市	9,095,851	1,721,893	503,346	947,423	271,124	217,842	6,628,929	-	17,664,516	983,831	17,955	16,495
仙台市	3,631,821	1,342,922	194,663	987,755	160,504	27,631	4,102,684	-	9,105,061	459,811	19,802	17,244
千葉市	3,068,075	3,077,735	403,624	2,192,583	481,528	-	5,851,097	461,386	12,458,300	395,890	31,469	23,549
横浜市	25,307,657	12,271,041	1,867,876	4,179,273	6,223,892	157,726	3,451,503	346,528	41,534,455	1,659,282	25,032	18,458
名古屋市	15,100,854	12,327,221	5,479,693	6,136,205	711,323	239,438	5,764,200	1,415,524	34,847,251	810,536	42,993	32,503
京都市	15,101,150	10,060,385	4,494,830	4,758,549	807,006	375,176	1,245,326	3,312,647	30,094,696	780,618	38,552	26,698
大阪市	41,458,163	11,839,129	3,416,153	8,119,776	303,200	795,092	1,131,719	2,432,396	57,656,506	1,744,551	33,049	26,371
神戸市	17,382,987	6,452,250	2,124,693	3,477,021	850,536	469,434	1,424,127	1,682,146	27,410,949	1,032,340	26,552	20,276
広島市	5,382,579	1,979,882	235,249	1,727,887	16,746	25,872	6,008,627	713,994	14,110,954	451,164	31,277	25,770
北九州市	6,614,920	1,835,947	355,804	1,480,143	-	143,294	4,240,803	313,495	13,148,459	520,007	25,285	21,560
福岡市	2,881,117	3,900,779	27,867	3,544,810	328,102	-	13,510,717	123,658	20,416,271	693,458	29,441	23,678

(出典:環境省「一般廃棄物処理事業実態調査(平成13年度)」)

(3) 川崎市のごみ収集状況の分析

川崎市のごみ収集運搬費が高い要因を探るために、川崎市と他の政令指定都市の収集頻度と直営収集比率を比較した(表3)。この比較からは、( )川崎市の混合ごみ(普通ごみ)の収集頻度が他都市よりも多いことと、( )直営収集比率も他都市と比較して高いことが分かる。

(表3) 川崎市と他の政令指定都市の収集頻度及び直営収集比率の比較(平成13年度)

	収集頻度									直営 収集 比率
	混合 (回/週)	可燃 (回/週)	不燃 (回/月)	紙 (回/月)	金属 (回/月)	ガラス (回/月)	ペットボトル (回/月)	プラス チック (回/月)	その他 (回/月)	
川崎市	4				4	4	4			80.8%
札幌市		2	4		4	4	4	4		47.4%
仙台市	2				4	4	4	4	4	19.7%
千葉市		3	2		4	4	4			0.8%
横浜市	3				4	4	4			64.4%
名古屋市		2	5	5	5	5	5	5	5	63.8%
京都市	2				1	4	4			49.3%
大阪市	2				2	2	2	2		42.4%
神戸市	2				1	1	1			62.9%
広島市		2	4	2	2	2	2		2	30.1%
北九州市	2				4	4	4			39.1%
福岡市		2	1			1	1			1.4%

(出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査(平成13年度)」)

直営収集比率 = 直営収集量 / (直営収集量 + 委託収集量 + 許可収集量) (収集量は、混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集量)

2. ごみの収集頻度

川崎市では普通ごみについて週4日の頻度で収集を行っている。他の政令指定都市の収集頻度は週3日以下が一般的であり、川崎市の収集頻度は高いと言える。

この問題意識は、川崎市の「ごみ収集運搬実態調査報告書(平成16年3月)」及び川崎市環境保全審議会から答申された「循環型社会を目指した行動計画について(平成16年2月27日)」でも表明されているところである。

川崎市では普通ごみの週3日収集への移行に関する検討を始めている。その一環として川崎市ではシミュレーションを実施しており、その結果の一部を示すと(表1)のとおりである。

(表1) 普通ごみ週3日収集の場合のシミュレーション結果(平成19年度を想定)

	週4日収集	週3日収集	増減
最大稼働人員(人)	714	656	58
人件費(千円)	6,421,865	5,900,201	521,664
車両台数(台)	238	182	56
車両経費(千円)	525,398	401,775	123,623
経費合計(千円)	6,947,263	6,301,976	645,287

(出典：環境局資料)

このシミュレーション結果からは、週4日収集を行うことが、週3日収集の場合と比較して年間で645百万円のコスト増の要因になっていると言える。言い換えれば、週3日収集に見直すことにより、長期的には年間645百万円の費用削減余地があるということになる。

また、週3日収集への移行に伴う効果としては、統計的な有為性を示すだけのデータは入手できなかったものの、費用削減という効果だけではなく、廃棄物減量化への効果も期待できる。例えば、川崎市では平成10年度から平成15年度にかけて廃棄物排出量が減少しているが、川崎市の「平成15年度市民ごみ排出実態調査」では、その理由の1つとして、平成11年10月から週5日収集から週4日収集になったことを挙げている。

このような効果を考慮すれば、川崎市としては、市民にとっての利便性の低下の可能性に配慮しながらも、週3日収集への移行の検討を引き続き行う必要がある（なお、川崎市のシミュレーションでは、週3日収集に移行したとしても「普通ごみは最大3日分の保管であり、利便性の低下は少ない」としている。）。

また、週3日収集に移行するという結論を出した場合には、人員適正化計画を作成し、人員の適正化を計画的に実施すべきである。

### 3. その他プラスチックの分別回収

廃棄物の減量と資源の有効利用を促進することを目的として制定された『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』（以下『容器包装リサイクル法』という。）第6条では、地方公共団体の責務として、「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」としており、また、同第10条では「市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これにしたがって容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。」としている。

『容器包装リサイクル法』での対象容器包装は、家庭から排出される「スチール缶」、「アルミ缶」、「ガラスびん」、「ペットボトル」、「紙パック」、「プラスチック製の容器包装（その他プラスチック）」、「紙製の容器包装及び段ボール（その他紙）」となっている。このうち、川崎市では、その他プラスチックとその他紙について、（表1）のとおり分別収集を行っていない。他の政令指定都市では、札幌市、仙台市、名古屋市においてその他プラスチックの分別収集を行っており、その他紙については名古屋市が分別収集を行っている。

（缶、びん、ペットボトル及び紙パックについては、平成9年4月から、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装及び段ボールについては、平成12年4月から、法律の対象となっている。）

(表1) 政令指定都市における収集形態等比較(平成15年度現在)

	空き缶	空き瓶	ペット ボトル	小物 金属	その他 プラス チック	その他紙
川崎市						
札幌市						
仙台市						
千葉市						
横浜市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						

(出典：川崎市環境保全審議会「循環型社会を目指した行動計画について」)  
は一部実施を示している。

川崎市では、その他プラスチックの分別収集について、普通ごみ週3日収集への移行の検討と併せて人員(人件費)と車両台数(車両経費)のシミュレーションを行っているが、その他プラスチックの分別収集を検討するにあたっては、人件費と車両経費以外に、選別保管と再商品化委託に係る費用を考慮する必要がある。『容器包装リサイクル法』に基づく分別収集に完全移行した名古屋市の場合、「その他プラスチック」の選別保管、再商品化委託に係る費用単価は次のようになっている(平成14年度)。

選別保管            47千円/t  
再商品化委託        6千円/t

川崎市のごみ処理推計によれば、「その他プラスチック」の収集量は平成19年度の時点で13,592t/年と予想されている。したがって、川崎市で「その他プラスチック」の分別収集を行った場合の費用単価が名古屋市の費用単価とほぼ変わらないものと仮定すれば、年間の費用は次のように予想できる。

選別保管            638,824千円  
再商品化委託        81,552千円  
計                    720,376千円

この値を用いてシミュレーションを行うと（表2）のような結果となる。

（表2）その他プラスチック収集シミュレーション結果（平成19年度を想定）

（単位：千円）

	現行	週3日収集 その他プラ回収 なし	週4日収集 その他プラ回収 あり	週3日収集 その他プラ回収 あり
人件費	6,421,865	5,900,201	7,393,240	6,547,784
車両経費	525,398	401,775	604,870	445,926
選別保管費	0	0	638,824	638,824
再商品化委託費	0	0	81,552	81,552
経費合計	6,947,263	6,301,976	8,718,486	7,714,086
現行からの増減	0	645,287	+1,771,223	+766,823

（出典：環境局調査）

普通ごみの収集頻度を週4回に維持しながらその他プラスチックの分別収集を行うとすれば、年間約17.7億円の費用増加要因となる。また、仮に収集頻度を週3回に減らした上でその他プラスチックの収集を行ったとしても、年間約7.7億円の費用が追加的に発生することが予想される。これは、週3日の収集頻度でその他プラスチックを収集しない場合と比較すれば、年間約14.1億円の違いになる。一方、収集されたその他プラスチックは、現在のところ、製鉄所の高炉における還元剤やコークス炉における原料炭の代替物として利用されることが主である。その他プラスチックがこのようにケミカルリサイクルされることは、川崎市における現行の処理方法と比較し、環境上の効果が期待されることである。

問題は、川崎市としてそれだけの資源を投入してまでその他プラスチックの分別収集を行うことの合理性が見出せるかということになる。したがって、その他プラスチックを分別収集することによる費用対効果に加え、環境上の効果（廃棄物排出量や焼却ごみの減少）や将来展望、具体的に言えば、その他プラスチックを分別収集することは、焼却するごみの減量につながり将来的には現在4つある焼却施設を3つにできるとなれば、ごみ処理費用の大幅な削減や環境上の効果が期待できること、また、古紙と違い資源集団回収等市民の自主的な活動によりリサイクルすることが困難であるその他プラスチックについて、市が分別収集を行うことで市民の環境意識を醸成し、市が目指す循環型社会に向けて大きく前進する効果も期待できること等総合的検討が必要である。

#### 4. ごみ収集車の乗車人数

川崎市は、普通ごみ収集車には通常、作業員（運転手を含む。）を3人乗車させることとしているが、2人で乗車している場合もある。各生活環境事業所における普通ごみ収集時の2人乗車率は（表1）のとおりである。

（表1）

事業所名	小型車	中型車
南部	33%	22%
川崎	63%	42%
中原	65%	29%
宮前	79%	34%
多摩	76%	25%

（出典：ごみ収集運搬実態調査（平成15年度））

また、他の政令指定都市における車種及び乗車定員は（表2）のとおりである。

（表2）

都市名	車種及び乗車定員
札幌市	小型車（2t） 3人 大型車（5.5t） 3人
仙台市	小型車（2t） 3人 中型車（4t） 3人
さいたま市	小型車（2t） 2人 大型車（5.5t） 3人
千葉市	小型車（2t） 3人 中型車（4t） 3人
横浜市	乗車定員 2～3人
名古屋市	小型車 3人 大型車 3人
京都市	小型車（2t） 3人 中型車（3t） 3人
大阪市	小型車（2t） 3人 中型車（3t） 3人
神戸市	小型車（2t） 2人 中型車（4t） 3人
広島市	小型車（2t） 95車のうち22車が2人、他は3人
北九州市	小型車（2t） 3人 大型車（5.5t） 3人
福岡市	小型車（2t） 3人 中型車（3t） 3人

（出典：大都市清掃事業協議会 作業担当課長会議資料（平成15年度））

（表1）によると、小型車での2人乗車の割合は高く、中型車においても現実に2人乗車が行われていることがわかる。

中型車については、作業量や作業時間及び他の政令指定都市の状況を考慮しても3人乗車が望ましいが、川崎市では実際には状況によって2人乗車も相当程度行われていることになる。

また小型車についても、3人乗車を通常としているが実際にはかなりの割合で2人乗車が行われている。しかし現状及び他の政令指定都市の状況を考えれば、現実には2人乗車によっても十分に収集できる可能性もある。

したがって、今後はこれらの現状やごみ収集日の減少、その他プラスチックの分別収集への移行等の収集内容の変化を踏まえながら、現在実態として行われている小型車の2人乗車を十分に検討して具体化するなど、車両規模ごとの車両台数、人員数、人員の雇用形態（アルバイトの利用等）を総合的に勘案して最も効果的かつ効果的に収集ができるような体制を構築することが望ましい。

## 5. ごみ収集の外部委託

現在川崎市はびん、缶・ペットボトルの資源化処理について外部委託を採用している。

ごみ総排出量が川崎市に近い主要な政令指定都市の直営収集比率、ごみ総排出量、単位あたり処理費は以下のとおりである。

	直営収集比率	ごみ総排出量 ( t )	1 t あたり処理費 ( 千円 )
川崎市	80.8%	513,585	35
北九州市	39.1%	520,007	25
広島市	30.1%	451,164	31
仙台市	19.7%	459,811	19
福岡市	1.4%	693,458	29
千葉市	0.8%	395,890	31

( 出典：一般廃棄物処理事業実態調査 )

上記のとおり、委託への切り換えが進んでいけば処理費が安いとは言えないものの、川崎市の直営収集比率が他の政令指定都市に比べてとび抜けて高いことは否定できない。また、川崎市の単位あたり処理費が他の政令指定都市に比べて比較的高いことも事実である。

したがって、収集業務の外部委託への切り換えを進めることでコストを低減させる可能性は十分にある。また、外部委託への切り換えを進める場合には、現有職員を配置転換することにより活用する方策を検討するなど、人員の適正化を計画的に実施することが必要であり、シミュレーションを行い、検討を行うことが有意義であると考えられる。

## 6 . 収集経路の最適化

川崎市は普通ごみの収集をステーション方式（一部輪番制、各戸収集）により行っている。したがって、ごみ収集を効率よく行うためには、各収集者の担当する地区及び収集経路等を計画的に決定する必要がある。

現状では、これらの事項は各生活環境事業所がそれぞれの責任において、効率的かつ完全に収集が行われるように決定している。現在の収集経路等は実務の中で洗練されてきたものであり、収集が完全に行えないような事態はほとんど発生しないとのことであるから、一定の効率性があると認められる。

しかし、これを文書化したもの（集積所配置図、ルートマップ等）が完全な状態で整備されておらず、ある経路を完全に把握しているのは日常その経路を担当している運転手・作業員に限られる。そのため、年始などの繁忙期に別の経路を回る必要がある場合、人員の調整が必要になることがある。また、文書化して俯瞰することにより、より効率的な経路等が発見される可能性もある。

したがって、収集経路等を文書化して保管し、定期的に分析を行うことが有意義であると考えられる。



( ごみ収集作業 )

## 7. 購入とリースの有利性比較

ごみ収集車両等を調達するにあたり、全く同一の車両を調達する場合でも、通常、リースと購入の2手法があると考えられる。実際、川崎市においては、平成13年度までは購入による調達を行い、平成14年度からリースによる調達を導入している。

一般的に、リースは購入と比較して、単年度の支出負担を避けうるメリットがあるが、購入額に金利が上乗せされているので、支払利息負担が増大するデメリットがある。また、リースでは資金負担は節約されているわけではなく、後年度に繰り越されているだけに過ぎない。その他メンテナンスコスト等の負担関係は契約によって様々である。

川崎市は、『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法』（いわゆる『自動車NOx・PM法』）の施行に伴い、施行以前の廃棄物車両の更新計画台数を大きく上回る（毎年30台程度の更新台数だったが、今後2年間に180台程度）車両更新が必要となるものと想定し、リースによる調達を検討した結果、コスト面で購入よりもリースが有利であるという結論が得られたことから、平成14年度は先行的に（表2）のとおり、また、平成15年度は（表1）のとおりリースによる調達を行っている。

（表1）平成15年度リース契約状況

相手方	物件	納品 (契約開始)	台数	総支払額 (千円)
A社	中型ごみ収集車(回転板式/コンテナ傾斜装置付)	H15.8.1	5	52,831
	小型空き瓶収集車	H16.2.1	17	103,158
	中型ごみ収集車(圧縮板式/コンテナ傾斜装置付)	H15.8.1	3	25,401
	中型ごみ収集車(回転板式)	H15.9.1	2	19,580
	中型ごみ収集車(強制圧縮式)	H15.9.1	2	21,044
	超小型ごみ収集車	H15.9.1	1	4,021
	小型粗大ごみ車	H15.8.1	6	32,545
B社	中型ごみ収集車(CNG)	H15.9.1	1	13,088
	同上	H15.11.1	7	50,626
C社	小型ごみ収集車(CNG)	H15.11.1	2	16,511
D社	大型コンテナ車	H15.9.1	5	59,094
E社	小型ごみ収集車(回転板式)	H15.11.1	8	48,686
計 5社	12契約	4回	59	446,591

（出典：環境局資料）

（表2）平成14年度リース契約状況

相手方	物件	台数	総支払額 (千円)
A社	小型空き瓶収集車	6	39,795
	小型ごみ収集車(回転板式)	3	19,501
	中型ごみ収集車(圧縮板式/コンテナ傾斜装置付)	2	17,816
	中型ごみ収集車(回転板式)	8	81,708
E社	中型ごみ収集車(回転板式/コンテナ傾斜装置付)	6	66,943
計 2社	5契約	25	225,765

（出典：環境局資料）

もちろん、コストダウンを図るため、キャッシュ・フローやコスト発生の様態を見積もっていずれが有利であるかを見極める必要があるが、今後はリース契約にあたっては以下の事項等を含めて総合的に検討すべきであると考えられる。

- ・リース会社の金利と川崎市の資金調達コスト(市債は0.1～1.0%)
- ・リース期間満了後の当該車両の所有権
- ・車両調達計画に沿った、購入とリースのキャッシュフロー比較
- ・有形・無形のメンテナンスのコストとその負担関係
- ・継続的に調達していることで相手方に蓄積されたノウハウ、信頼性
- ・廃棄時のコストとその負担関係、売却可能性



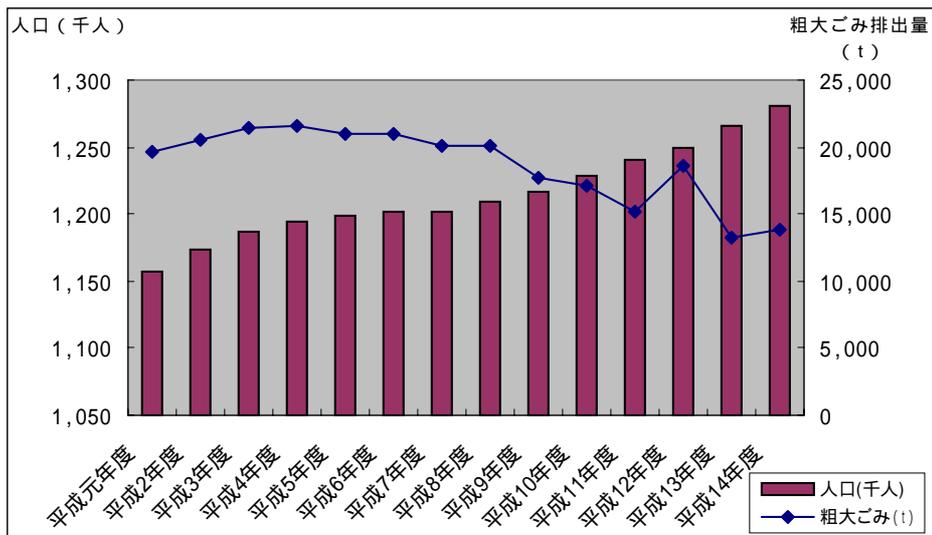
(ごみ収集車)

## 8. 粗大ごみのコスト

平成2年度から平成15年度までの14年間の総体としてのごみ焼却量は、平成2年のごみ非常事態宣言以降の取組により、(表1)のとおり人口が増加したにもかかわらず減少傾向で推移する等、ごみの減量化について一定の成果が得られている。

しかしながら、焼却対象となるごみの減少と比べ、空き缶や空き瓶等の資源物も含めた排出量自体は依然として高水準で推移し、発生・排出抑制が進んでいない。加えて、資源化量の停滞、処分場の能力の余力減少、処理コストの増大、市民活動の効果低下等の要因がありうることから、発生・排出抑制を推進するための具体的な施策展開が求められている。そのなかで、川崎市の粗大ごみ政策は平成16年度から一つの変革を遂げた。すなわち、従来は家庭の粗大ごみは100kgまで無料であったが、公平性の観点に立って受益と負担の関係を適正化させる目的で、平成16年度から有料化された。

(表1) 川崎市の人口と粗大ごみ排出量の推移



(出典：環境局資料)

(表2) 人口1人あたりの粗大ごみ排出量比較

川崎市

年度	人口(千人)	粗大ごみ排出量(t)	人口1人あたりの粗大ごみ排出量(kg) /
平成10年度	1,229	17,056	13.9
平成11年度	1,240	15,111	12.2
平成12年度	1,249	18,587	14.9
平成13年度	1,266	13,218	10.4
平成14年度	1,281	13,796	10.8

(出典：環境局資料)

横浜市

年度	人口(千人)	粗大ごみ排出量(t)	人口1人あたりの粗大ごみ排出量(kg) /
平成10年度	3,372	20,119	6.0
平成11年度	3,397	25,838	7.6
平成12年度	3,432	23,836	6.9
平成13年度	3,469	19,773	5.7
平成14年度	3,503	20,563	5.9

(出典：横浜市ホームページ)

(表3) 粗大ごみの1個あたり処理原価及び原価回収率

項目	金額	摘要
粗大ごみ処理原価(過去3年の平均値) (1)	126.55 円 / kg	
粗大ごみの1個あたり平均重量 (2)	11.5kg / 個	
粗大ごみの1個あたり処理原価 (2)	1,455.3 円 / 個	= ×
粗大ごみの1個あたり回収手数料 (3)	500 円 / 個	
粗大ごみの1個あたり原価回収率 (4)	34.3%	= / ×100

(1)「環境局事業概要 - 廃棄物編 -」によると、粗大ごみの処理原価は以下のよう  
に算定されている。

	収集・運搬に 係る経費 (千円)	処理・処分に 係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量 (t)	1kg あたり 経費 (円)
平成 11 年度	1,136,777	844,501	1,981,278	15,111	131.11
平成 12 年度	1,144,266	921,913	2,066,179	18,587	111.16
平成 13 年度	1,036,259	853,290	1,889,549	13,218	142.95
3年間の平均	1,105,767	873,234	1,979,002	15,638	126.55

なお、処理原価には収集から処理、処分までの全ての経費を積上げ計算して  
いる。具体的には直接経費(人件費、物件費、減価償却費、公債利子等)、  
管理部門配賦額、収集運搬経費、処理部門配賦額である。

- (2) 環境局資料による。
- (3) 粗大ごみの回収手数料は、1個500円を基本とし、長さが180cmを超える物  
は1個1,000円、長さが30cm以上50cm未満の金属込みのものは1個200円  
と設定されている。この500円のケースが粗大ごみの約7割を占めることか  
ら、ここでは簡略化のため、1個500円として計算している。
- (4) 回収手数料の設定経緯では、市民のごみ減量意識を浸透させることを目的  
としたものであるため、処理原価の回収を目的にはしていない。

(表3)のとおり、過去の統計によると1kgあたりの粗大ごみ処理費は126円程  
度となっている。これを基に粗大ごみ1個あたりの原価回収率を計算すると34%  
程度となる。

川崎市によれば、事業系ごみの負担割合が3分の2であること、他都市の処理  
手数料((表4)参照)との均衡を図ること、さらには、実質的に市民が負担する  
初めての廃棄物処理手数料となることを考慮し、3分の1としたとのことであった。

(表4) 粗大ごみの回収手数料の政令指定都市比較

(単位：円)

	掃除機	自転車	片肌	スキー板	ベッド
川崎市	200	500	500	500	1,000
札幌市	200	500	900	200	500
仙台市	400	400	1,200	400	1,200
さいたま市	520	520	520	520	520
千葉市	250	500	500	-	750
横浜市	200	500	1,000	200	1,000
名古屋市	250	500	500	500	1,500
京都市	400	800	800	400	800
大阪市	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-
広島市	250	500	750	250	750
北九州市	300	300	500	300	700
福岡市	300	300	500	300	500
平均	297	484	697	357	838

(出典：環境局調査)

粗大ごみの回収手数料は、サイズごとに設定しているところ(川崎市)や、品目単位で設定しているところがあり、厳密には単純比較はできないが、ここではサンプルとして5品目選び、その品目について比較した。なお、川崎市がサイズごとに設定しているのは、ごみ排出者側で圧縮することを促すという目的もある。

また、粗大ごみの不法投棄は傾向として増加しているとの事であったが、特に年度途中の現段階までのデータ収集はなされていない。

川崎市は他市と比較しても1人あたり粗大ごみ量は多いため、循環型社会を目指すためには、さらに減量意識を浸透させる必要がある。その一環として採用された粗大ごみ有料化政策により粗大ごみの減少効果が(表5)のとおり認められるものの、不法投棄の増大の程度によってはその効果が減殺されてしまうため、平成16年度に始まった施策ではあるが、今後の推移を注視していく必要がある。なお、その不法投棄防止に向けた市民広報等の対策を図っているとのことであった。

そもそも、川崎市のごみ政策として、まず「粗大ごみ排出目標」を設定して達成度を測定していく必要がある。そのなかで、現在の回収手数料の水準では原価の34.3%しか回収できていないことや、不法投棄の増加度合いとのバランスを考慮しつつ、将来的には料金を値上げした場合のごみ総量減少度合いのシミュレーションを作成して政策に役立てる必要があると考えられる。

(表5) 粗大ごみ有料化による粗大ごみ減少効果

	平成15年度6月	平成16年度6月	前年比
粗大ごみ・小物金属収集量	1,415トン	621トン	約56%減

(出典：環境局資料)

## 9. 粗大ごみ処理券

平成 16 年度から家庭から出る粗大ごみの有料化が始まった。その手順は以下のとおりである。

市民が電話やインターネットで申し込む。

郵便局、コンビニエンスストア、生活環境事業所で処理手数料を納め、領収印を押した「粗大ごみ処理券」を受け取る。

「粗大ごみ処理券」を粗大ごみに貼ってごみを出す。

このために川崎市では「粗大ごみ処理券」を発行している。

川崎市は粗大ごみ処理券に対し、領収印を押す前から金券としての価値を認め、連番を付したり保管庫に施錠する等の一定の管理を行っている。また現物はいったん浮島処理センターと市役所第 3 庁舎に保管され、その後需要に応じて郵便局、コンビニエンスストア、生活環境事業所に輸送している。

現物のその後の管理であるが、コンビニエンスストアに対しては川崎市と同様の厳格な管理を依頼できている。しかし、郵便局については、郵便局に支払う手数料が低額とのこともあり、郵便局内では誰もが持ち帰ることのできる場所に置かれている。

そもそも、領収印を押す前の処理券に金券としての価値があるか否かについて議論の余地もあるが、在庫の適正管理に役立てるため、現物のある場所に対応する管理簿を置き、定期的に現物と管理帳票の突合を行ったうえで日常管理者とは別の管理者の承認印を得るなどの管理手法の充実及び管理簿の記載方法の改善が必要である。さらに、粗大ごみに添付された粗大ごみ処理券を回収することは事実上困難であり、粗大ごみ処理料の管理は発券ベースでの管理に頼らざるを得ない。したがって、発券の事実を的確に把握するためには発券委託先の適正な処理券管理、発券報告が不可欠となる。

処理券の管理については、今後以下のような改善方策を採ることが望まれる。

- ・ 全般的な管理方法を定める必要がある。
- ・ 管理簿は両者合計で市役所第 3 庁舎のみに存在するため、市役所第 3 庁舎での現物が管理簿と整合しているか、また浮島処理センターでの現物残高が管理簿と整合しているかを検証できず、現物残高の当否が不明である。この管理簿の内容が、現物と整合するように整備する必要がある。
- ・ 現物のある場所に対応する管理簿を置き、定期的に現物と管理帳票の突合を行ったうえで日常管理者とは別の管理者の承認印を得る必要がある。
- ・ いったん払い出した現物の戻りがあった場合に受け入れの記帳がなかったり、在庫分の連番の記載がなかったり等、管理簿の記帳方法にも欠陥が見られるため、適正な記載マニュアルを定める必要がある。

また、郵便局においては、払出請求書やパンフレットと同じく窓口脇に置いてあり、自由に持ち出すことができる状況であると認められた。郵便局側は川崎市との取り決めどおりの管理を行っているに過ぎないが、結果として郵便局で行われている管理は現在の川崎市の方針とは異なるため、現在、川崎市で行われている管理の有効性が薄れてしまいかねない。即ち、発券・収納の適正管理ができないおそれがある。

郵便局に対しても粗大ごみ処理券の管理の必要性について理解を求め、川崎市の方針に添った管理方法が採られるよう交渉していくことが望まれる。

## 10. 資源ごみ回収報償金・奨励金

市内の家庭から排出される資源物を、市民が集団で回収する事業を推進することにより、または回収する業者の育成を図り、廃棄物の減量化及び資源の有効利用を推進するため、資源集団回収事業を行う市民団体に奨励金を、市民団体の行う資源集団回収に協力する回収業者に報償金を交付している。

資源物の対象は 古紙類、古布類、生きびん類であり、奨励金・報償金はそれぞれ1kgあたり3円、2円となっている。なお、市民団体から回収業者への資源物引渡しは無償で行われている。

過去5年間における当該制度による資源物回収量、奨励金、報償金の交付額は（表1）、（表2）のとおりである。

（表1）資源集団回収事業実施団体奨励金

年・登録団体数	古紙 (kg)	古布 (kg)	生きびん (kg)	その他 (kg)	回収量実績 (kg)	奨励金額 (千円)	回収量対前年比
平成11年 1,178 団体	53,827,799	981,939	136,591	78,823	55,025,152	165,075	100.9%
平成12年 1,176 団体	56,737,237	1,176,215	108,287	-	58,021,739	174,065	105.4%
平成13年 1,199 団体	55,779,638	807,826	92,003	-	56,679,467	170,038	97.7%
平成14年 1,176 団体	50,494,503	579,011	76,611	-	51,150,125	153,450	90.2%
平成15年 1,158 団体	50,604,890	573,973	57,713	-	51,236,576	153,709	100.2%

（出典：環境局資料）

（表2）資源集団回収事業回収業者報償金

年・登録業者数	古紙 (kg)	古布 (kg)	生きびん (kg)	その他 (kg)	回収量実績 (kg)	報償金額 (千円)	回収量対前年比
平成11年 135 業者	51,912,173	937,746	84,243	38,997	52,973,159	127,244	101.4%
平成12年 132 業者	55,353,176	1,141,477	65,194	-	56,559,847	136,150	106.8%
平成13年 133 業者	53,555,037	786,039	56,254	-	54,397,330	114,324	96.2%
平成14年 128 業者	48,453,007	570,976	48,980	-	49,072,963	98,145	90.2%
平成15年 128 業者	48,786,066	557,383	34,239	-	49,377,688	98,755	100.6%

（出典：環境局資料）

また、他都市における同種奨励金・報償金制度は（表3）のとおりである。

（表3）他都市実施状況

	実施団体奨励金	回収業者報償金
札幌市	2円	1円
仙台市	半期分 = 基本金(500円)+実施月数 ×1,000円+回収量(kg) × 3円	なし
さいたま市	5円	なし
千葉市	3円	5円
横浜市	3円	古紙1円、古布3.2円、びん1.9円
名古屋市	4円（雑誌のみ6円） （ただし、学区拠点方式3円、 学区各戸回収1円）	なし （ただし、学区拠点方式1円、 学区各戸回収3円）
京都市	なし	なし
大阪市	世帯数により 年3,000円または5,000円	なし
神戸市	拠点方式 古紙2円、その他3円 各戸回収 古紙1円、その他1円	拠点方式 古紙2円 各戸回収 古紙3円
広島市	なし	なし
北九州市	新聞6円、その他古紙3円	古紙2円を上限
福岡市	3円	雑誌4円、段ボール3円 （四半期ごとに市況価格を 勘案して決定）

（出典：環境局資料）  
いずれもkgあたり

当該制度は川崎市の運搬収集費用と比較して経済的であり、また、主な活動団体である町内会・PTA等では連帯感の醸成や環境学習の効果が期待でき、さらには得られた奨励金が各団体の主な活動資金として有効利用される等のごみ減量化以外の副次的な側面を有しているものである。

（表1）、（表2）より、回収実績を見ると一定の効果はあるものの、回収量自体は落ち着いてきた状況とも言える。しかし、資源集団回収の実施が住民に知れ渡っていない、あるいは居住地区では同活動を実施していない等、依然として一般ごみに出されている状況も見られる。さらに同活動の存在を周知させる方策を採り、参加団体を増加させることが望ましい。

また、（表3）のとおり奨励金の交付を行っていない自治体も見られる。確かに、川崎市が実施するよりもコストは安価と言えるが、自らが排出した資源ごみを自らの手で処理に回すという本来自らが実施するのが当たり前のことについて奨励金を交付する必要性については検討の余地があると考えられる。すなわち、奨励金は集団回収を根付かせるための方策であるから、一定の成果が定着したと考えられる時点での廃止も視野に入れることが望まれる。

なお、奨励金について実施団体あるいはその代表者名義ではない口座に振り込まれているものが散見された。奨励金の適正交付の観点から実施団体あるいはその代表者名義の口座に振り込むことが望まれる。

さらに、回収業者に対する報償金についても、当該業者は資源ごみを回収・リサイクルすること自体が商売であり、回収すること自体に報償金を交付することには疑義がある。例えば、（表4）のように最近の古紙価格は安定的であり、このような経済下においては報償金を交付しなくとも、戸別回収より効率的な資源回収ができる集団回収に対し業者には十分なインセンティブが働くと考えられる。

資源物価格の下落等回収業者の採算が成り立たない状況下に限定して報償金を交付することを検討することが望まれる。

(表4) 古紙価格の推移表

(単位：円/kg・プレス品)

	新聞	雑誌	段ボール
1998年1月	11.0~12.0	5.0	10.0
1999年1月	10.0~11.0	4.5~5.0	8.5~9.0
2000年1月	11.0	7.0	7.5~8.0
2001年1月	11.0	7.0	9.0
2002年1月	9.0	5.5	6.0
2003年1月	13.0	8.0~8.5	8.5
2004年1月	10.0	8.0~8.5	9.0~9.5

(出典：東京地区近郊製紙メーカー工場着価格(財団法人古紙再生促進センター調査))

### 1.1 廃棄物減量指導員連絡協議会助成金

川崎市では平成6年4月より廃棄物減量指導員制度を発足させている。廃棄物減量指導員は『川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例』により定められており、町内会、自治会等の住民組織から推薦され、2年の任期でごみの減量とリサイクルに関する地域リーダーとして活動するものである。具体的には減量の普及啓発に関すること、リサイクル活動実践の指導に関すること、排出方法の順守指導に関すること、廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関することについての活動を実施するものである。

川崎市では『川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会助成金交付要領』に基づき廃棄物減量指導員相互の連絡調整、情報交換、活動の活性化の一層の充実を図ることを目的に、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び区廃棄物減量指導員連絡協議会の運営及び会議の開催に関する事務経費、住民組織団体・区町内会連合会活動費について各団体に対し数千円から数万円の助成をしている。

なお、過去3年間の助成金合計額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度
10,802	10,802	10,857

助成金の使途、活動状況については予算決算活動報告によって報告を受けている。しかし、

- ) 支出内容に関し、合計の使用金額の記載とあらかじめ項目立てされた使途項目にチェックするのみの形式となっている。助成金の適正使用の確認の観点から使途及び金額が対応する形での報告を求める必要がある。
- ) 川崎市は助成金を交付しているものの活動状況は報告書により把握しているのみで、現場視察等具体的な活動実態は把握していない。例えばA組織団体(マンション管理組合)の活動報告書によればその活動内容には、マンション内の草むしりと記載され廃棄物減量とは関係のないものも報告されている。活動状況の直接的な把握も検討すべきである。
- ) 家庭系ごみの1人1日あたり排出量の過去3年間の推移は下記のとおりである。

家庭系ごみの1人1日あたり排出量

(単位：g)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
家庭系ごみの1人1日 あたり排出量	855	846	849
対前年増減比(%)	4.9	1.1	+0.4

(出典：環境局資料)

これによると、廃棄物減量指導員の活動効果が顕著であるともいえない。助成事業については活動実態、効果との関係から活動助成の効果について継続的に把握していくことが必要である。

## II.財団法人川崎市リサイクル環境公社

### 1. 余熱利用市民施設の運営

#### (1) 運営方針

余熱利用市民施設は、ヨネッティー堤根では昭和 57 年 3 月、ヨネッティー王禅寺では平成 2 年 3 月に、ごみ処理施設という迷惑施設の見返りとして設置された経緯がある。施設の重点は温水プールにあると考えられ付随的な施設として会議室や老人休養施設が位置付けられている。現在両施設は財団法人川崎市リサイクル環境公社（以下「公社」という。）によって運営され、次のような運営維持コストを必要としている。

平成 15 年度の余熱利用市民施設に係るコスト

(単位：千円)

項目	金額	摘要
人件費	88,034	( 1 )
業務委託費等	136,221	( 2 )
減価償却費	138,538	( 3 )
地代	1,678	( 4 )
コスト合計	364,471	

( 1 ) 公社の収支計算書より。

公社の人件費には余熱利用市民施設の他、リサイクルセンター等の運営に係る人件費が含まれるため、便宜的に公社の人件費 179,737 千円を人員数で按分計算した。なお、平成 15 年度の総職員数は 49 人、余熱利用市民施設は 24 人である。

( 2 ) 公社の収支計算書より「施設管理運營業務等受託事業費」を計上。

( 3 ) 減価償却費は、便宜的に王禅寺余熱利用市民施設の建設費 3,750,000 千円及び堤根余熱利用市民施設の建設費 406,144 千円を固定資産投資とみなして計算した。なお、余熱利用市民施設の主要な施設はプールと考えられるが、税法上の耐用年数を参考にすると、プール施設の耐用年数は 30 年とされている。

( 4 ) 地代は「用地費」83,904 千円を土地取得代金とし、その 2%を計上した。

また、上記のうち温水プールにかかるコストを推定すると次のとおりとなる。

温水プール（王禅寺、堤根）運営に係る行政コスト

項目	金額	摘要
プールのコスト合計	263,265 千円	( 1 )
プール利用人数	398 千人	( 2 )
1人あたりコスト額	661 円	プールのコスト合計 / プール利用人数

( 1 ) 余熱利用市民施設にはプールの他、老人休養施設、会議室等が含まれるため、便宜的に平成 15 年度の余熱利用市民施設に係るコスト合計を利用人数で按分計算した。

( 2 ) 公社の資料による。

プール利用料収入は平成 15 年度において 98,220 千円であり、それを控除しても 165,045 千円のコスト負担があるということである。

なお、ヨネッティー堤根についての資料は見当たらないが、ヨネッティー王禅寺計画時の利用者見込みは次のとおりであり、現状においても当時の見込みは上回っている状況にある。

ヨネッティ王禅寺の計画時利用者見込と実績の比較（プールのみ）

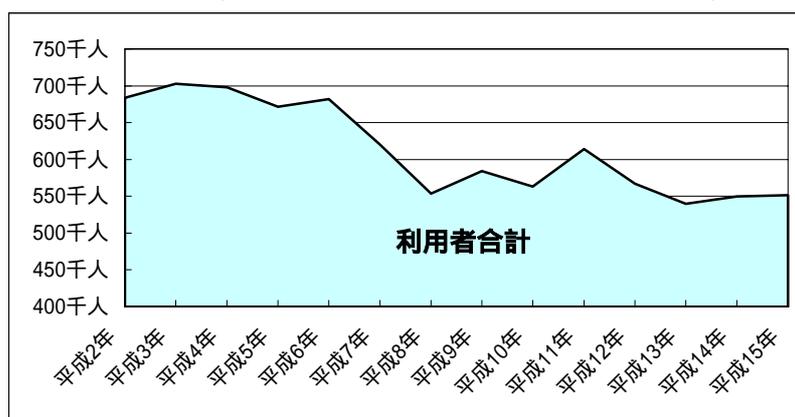
	計画時見込	平成2年開業時	平成15年度
利用者(人/日)( )	平均 700	1,325	1,021
比較値(計画値を 100)	100	189	146

(出典：環境局資料)

利用者(人/日)は、プールの保守点検や休館日等で年間 90 日程度は稼働できないため、利用人員を実際運営日数で除して算定した。

しかし近年、プールをはじめ施設全体の利用者の推移は次のとおり伸び悩みの状況にある。

余熱利用市民施設(ヨネッティ王禅寺、ヨネッティ堤根)の利用者数の推移



(出典：公社資料)

確かに、迷惑施設としての位置付けにより運営されている場合には単に予測利用者数よりも実績が多ければ良しとする考えもないわけではない。

しかし、利用実態として市民一般にあるいは市民以外にも広く利用され、決して処理施設の近隣住民だけが利用する施設ではない状況にある。また、建設時は経済成長期であったが、現在は財政も逼迫し、厳しい経済状況である。こうした建設当初との環境の変化に伴い、施設の経営も単なる迷惑施設としての位置付けから脱却し、川崎市及び公社はより市民のニーズに即した運営、利用者の増加による収入増、また効率的経営によるコスト削減等によりさらに変革を遂げなければならない時期を迎えているものと考えられる。

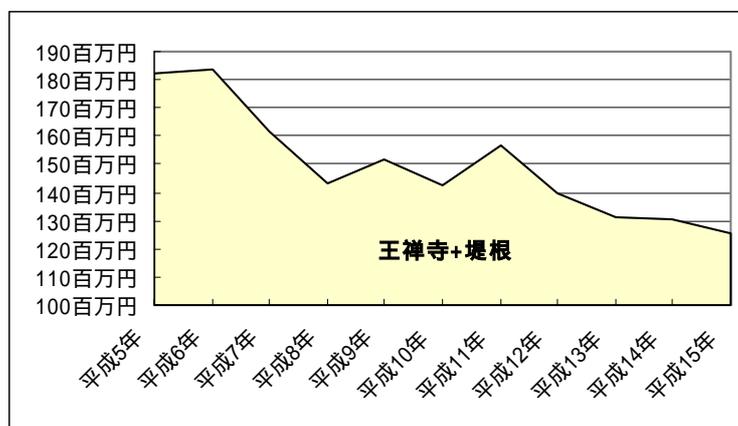
なお、川崎市によれば、今後の施設運営方針としては「ごみの焼却に伴って発生する余熱を利用することから、廃棄物の再利用に係るごみの減量化やリサイクル等、ごみ問題に対する市民の意識の醸成が図れるとともに、市民の健康増進やいこいの場の提供等に寄与しているため、今後も公の施設として存続することとしている。なお、本施設は、運営主体に指定管理者制度を活用することで、運営コストの縮減を図りながら、市民ニーズに効果的に対応し弾力的な運営を行っていくことを検討している。」とされていることから上記のような環境変化への対応が必要である。

運営方針として、例えば市民の利用拡大に重点を置くか、他方、採算性に重点を置くか、矛盾しやすい目的があるため、具体的施策を決定する際に、また施設の改修や建替のデザインの際に、意思決定があいまいになってしまうと想定される。この点のバランスをどう考えるか、例えば一定の財政負担までは許容するが、それ以上の負担はしない等の方針を明確に定めることも今後の施設運営には有意義と考えられる。

(2) 利用料収入（利用者数の状況）

施設利用料収入の推移は次のとおりであり、近年減少傾向にあることがわかる。利用者数は微増であるが、老人施設等の無料施設の利用が増加しているためである。

利用料収入の推移



(出典：公社資料)

ヨネッティー王禅寺の主要施設である温水プールの利用料金は1時間300円である。これは次のとおり近隣の公共プールの料金と比較しても高くもなく、安くもなく、標準的な水準といえる。そもそも、迷惑施設の見返りとして利用者拡大を単純に志向するならば、無料にする選択肢も採りうる。しかし、受益者負担の観点からは現状が妥当と考えられる。

なお、利用者アンケートによると、川崎市民以外の利用者が占める割合は約30%程度にのぼる。市外の利用者に対して川崎市が財政負担することは不合理であると考えられ、条例上は特に市民と非市民で料金を分ける規定はないが、非市民の利用者からは多めに負担を求めることも検討すべき課題である。このような制度を導入している自治体も多数見られるところである。また、反対に迷惑施設の見返りという観点からは近隣住民に割引券・利用券等を配布することも不合理ではないと考えられる。

プール利用料金の近隣比較

施設	運営主体	プール	料金(円)	摘要
ヨネッティー王禅寺	川崎市	温水プール	300	1時間 15歳以上
			100	1時間 3歳以上 15歳未満
ヨネッティー堤根	川崎市	温水プール	200	1時間 15歳以上
			50	1時間 3歳以上 15歳未満
都筑プール	横浜市	温水プール	400	高校生以上
			100	中学生以下
横浜国際プール	横浜市	温水プール	700	2時間 高校生以上
			350	2時間 中学生以下
市営プール(7箇所)	川崎市	プール	300	15歳以上
			100	3歳以上 15歳未満
入江崎余熱利用プール	川崎市	温水プール	500	1時間 15歳以上
			200	1時間 3歳以上 15歳未満
川崎市民プラザ	川崎市	温水プール	500	大人
			200	子供

(出典：環境局資料)

### (3) 利用者拡大施策

料金自体の変更が不可能であれば、利用料収入を増加させるには有料利用者数を増加させることが重要である。

利用者拡大策として、以下のような事項が考えられる。

- ) プールと利用者の特性から夏季及び昼間が繁忙期であり、その半面冬季や夜間は利用者が急減する。このような利用者の増減にしたがって、営業時間の延長や短縮はできないか検討するべきである。
- ) プールの保守点検やごみ処理施設側の点検、週 1 回の休館日等で年間 90 日程度は稼働できないが、これで見すみずみ収益を逃すことになっている可能性がある。これを短縮あるいは閑散期、夜間に移動できないか検討するべきである。
- ) 現在でも広報はされているが、市民に対するアピール度は疑問である。コスト面に考慮しつつ広報手段の拡大により、アピール度を高めるべきである。
- ) 設立当初にもバス等によるアクセスの悪さと駐車場の少なさがネックになると懸念されていた。実際そのような現象が少なからず見られるところである。駐車場の拡大、市バスとの協力によるバス増発等で集客力アップを図れないか検討するべきである。

特に早期に対応可能な施策で一定の効果が見込めるものは上記 ) と言える。現在、温水プールの使用時間は通常午前 10 時から (7、8 月は午前 9 時から) 午後 8 時 30 分までである。この使用時間は開業当初から変更はない。ヨネッティーの日ごとの使用実績については運営管理者である公社が統計を取っているものの時間帯別の統計は取られていない。

今日、市民の生活スタイルは多様化し、多くの民間スポーツ施設においても深夜営業等が実施されているところである。現在の 1 日の大まかな利用状況を見ると午前中は主婦層で賑わい、昼過ぎには落ち着き、また、夕方に入り学生等の利用が増え、午後 6 時過ぎから閉館の 8 時 30 分までの利用者は少数といった状況である。例えば、使用時間が午後 8 時 30 分まででは現実的に会社員の平日利用は極めて限定されることは否めない。また、フリーター等の増加により市民の勤務時間についても一律ではなくなってきた。

ヨネッティーについて現在のところ時間帯ごとの利用実績の把握がなされておらず、より市民ニーズを反映した使用時間についての検討もなされていない。今後は、具体的にはプール使用券に印字される入場時間と退場時間の統計を取ること等により時間帯別使用実績を集計する等の方策を採ることが必要である。この統計及び市民アンケート調査の結果等により、使用時間を延長する、あるいは短縮する等、より市民の利用ニーズに応え、また、市民の生活スタイルの変化を反映した弾力的な使用時間を設定することが望まれる。

### (4) 公社のあり方

これまで公の施設の管理運営は自治体の直営が原則とされ、外部に委託する場合には、自治体が一定以上の出資をした法人に限られていた。しかし、平成 15 年に『地方自治法』が改正され、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度が導入された。ただし、この制度は地方自治法上施行後 3 年間 (平成 18 年 9 月 1 日まで) の猶予期間が与えられている。現在公社は従来どおり「管理委託制度」に基づき川崎市から余熱利用市民施設の管理を受託し

ている。今後、同施設について指定管理者制度の導入が川崎市においても検討されている。これは、住民サービスの向上、行政コストの削減といった観点から好ましいものといえる。

一方、同施設について指定管理者制度が導入された場合、現在施設管理業務のほとんどを民間スポーツクラブに再委託している状況を勘案すると、公社は同施設を効率的に管理するためのノウハウを保有しているとは言えず、必ずしも指定管理者に指定されることが好ましいとは言えない状況にある。プール施設において監視員の資格を保有する者がいないということ自体がこの状況を端的に表していると言える。公社が指定管理者に指定され存続していくためには、指定管理者制度導入までの短期間に大幅な組織改革を行い、いかに実際の管理ができる体制に移行するかが重要である。

なお、監査の結果でも述べているように、資源物リサイクル業務についても川崎市が公社に委託する合理的理由はないものと考えられることから、公社は同施設の指定管理者としての適格性を兼ね備えられなければ公社自体の存在意義にも疑義が生じることに留意する必要がある。

## 2. 駐車場料金

繁忙期の夏季は、王禅寺においては渋滞が発生するほど駐車場が不足している。近隣の学校法人田園調布学園大学からも借地して対応しているが、繁忙期中は足りていない状況である。

駐車料金は次のとおりである。

	王禅寺	堤根
設定料金	1時間 100円 (超過料金 30分 50円)	無料
近隣の相場	400円	400円
参考	夏季繁忙期等に近隣の学校法人田園調布学園大学から賃借している駐車場は1台 200円である。	堤根は舗装もラインもなく、空き地に近い現況である。

(出典：公社資料)

王禅寺の駐車場は、夏季においては、台数が不足し、近隣道路で渋滞が発生することから、相対的に希少価値の高いサービスを提供しているといえる。そのため、冬季と利用料金が同じであるというのは合理的ではないと考えられる。

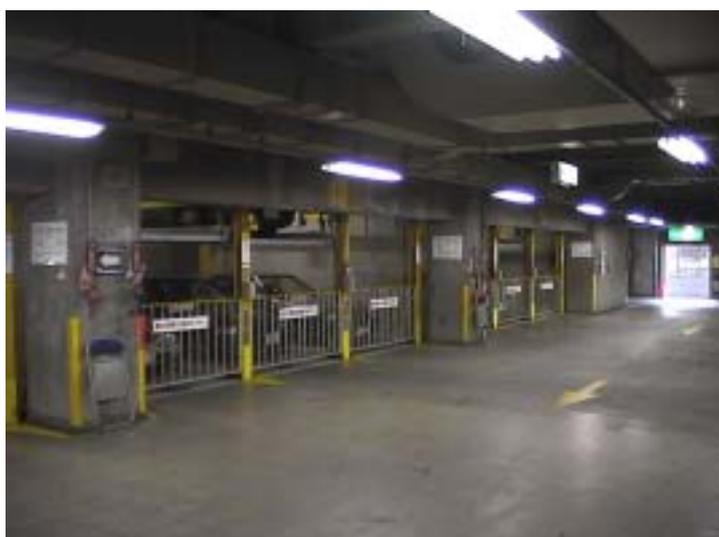
また、堤根は舗装もラインもない現況から考えて、近隣と同程度の料金を徴収するのは合理的であるとは考えられないが、それでも受益者負担の観点からは無料が妥当であるとは言い難い。このような利用実態を分析して、価格設定を検討するべきであると考えられる。なお、駐車場料金の変動はプール等の利用者数に影響することが考えられるため、両者を総合的に勘案することが必要である。



(ヨネッティー堤根駐車場)



(ヨネッティー王禅寺駐車場)



(ヨネッティー王禅寺駐車場)

### 3. 収支の状況

会社の収支計算書及び貸借対照表は事業概要に記載のとおりである。一般会計のうち、事業収入の項目は文化活動事業収入 22,963 千円と臨時駐車場収入 2,805 千円の合計 25,769 千円であり、また補助金等収入の項目は、川崎市からの補助金 209,478 千円と管理運営業務受託収入 437,651 千円の合計 647,129 千円である。

特別会計の事業収入は、プール用品及び自動販売機の手数料であり、この財源を一般会計に 3,000 千円繰り入れている。なお、退職給付引当金の設定対象者はいない。

カルチャースクール等の文化活動事業は、目的外使用許可を得ていない状況にあり、また川崎市から受託している受託収入及び補助金についても、指定管理者制度が導入された場合、当該業務を公社が実施することになるか未定である。このため、平成 15 年度収支計算書をもとに、上記収入と、これに対応する経費（文化活動事業費、施設管理運営業務等受託事業費、資源化処理業務受託費）を控除すると、以下のようになる。

(単位：千円)

科目	一般会計	特別会計	合計
・収入の部			
1. 基本財産運用収入	55	-	55
2. 事業収入	-	10,622	10,622
3. 補助金等収入	-	-	-
4. 雑収入	30	0	31
5. 特定預金取崩収入	-	-	-
6. 繰入金収入	3,000	-	3,000
当期収入合計	3,085	10,622	13,708
前期繰越収支差額	46,479	5,680	52,159
収入合計	49,564	16,303	65,867
・支出の部			
1. 事業費	7,365	8,250	15,616
2. 管理費	209,716	-	209,716
3. 特定預金支出	514	-	514
4. 繰入金支出	-	3,000	3,000
5. 予備費	-	-	-
当期支出合計	217,595	11,250	228,846
当期収支差額	214,511	628	215,139
次期繰越収支差額	168,031	5,052	162,979

現在の会社の貸借対照表をみると資産から負債を控除した正味財産が 182,026 千円あるものの、指定管理者制度の導入により、現在の業務を川崎市が民間に委託した場合には、当期の収支は 215,139 千円（＝当期収入合計 13,708 - 当期支出 228,846）のマイナスとなり、1 年で存続困難になることを念頭に置く必要がある。

### III. 緑に関する事業

#### 1. 公園面積目標

川崎市では、『都市公園法施行令』及び『都市緑地保全法』に従い、公園用地の整備に関する基本計画や具体的な計画として緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」（以下「緑の30プラン」という。）を作成している。緑の30プランでは、市域面積の30%に相当する緑を確保するための公園緑地の整備目標として、街区公園・近隣公園等の身近な公園の整備や総合公園や墓園等の大規模公園の整備を進め、公園緑地を1,000ha確保することや、住民1人あたりの公園面積を10㎡以上とすることを目標として掲げている。

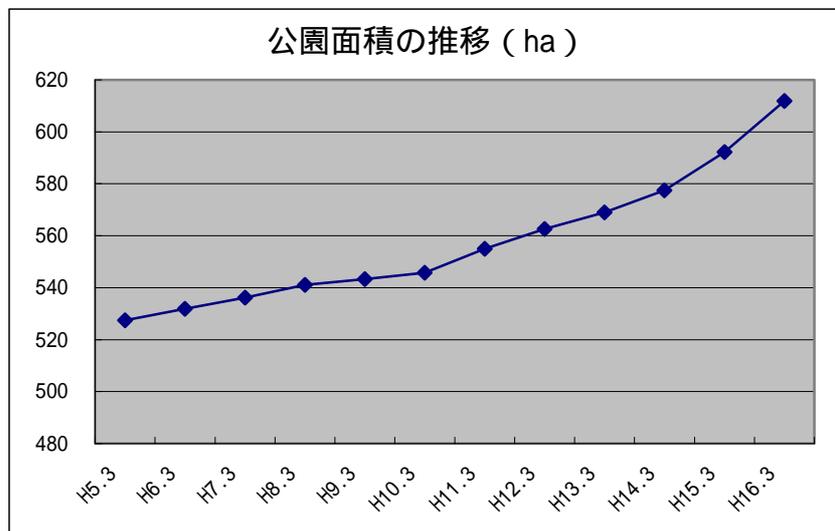
住民1人あたりの公園面積を10㎡以上としたことは、『都市公園法施行令』第1条の中で、「都市公園の住民1人あたりの敷地面積の標準は、10㎡以上とする」とされていることから導き出している。

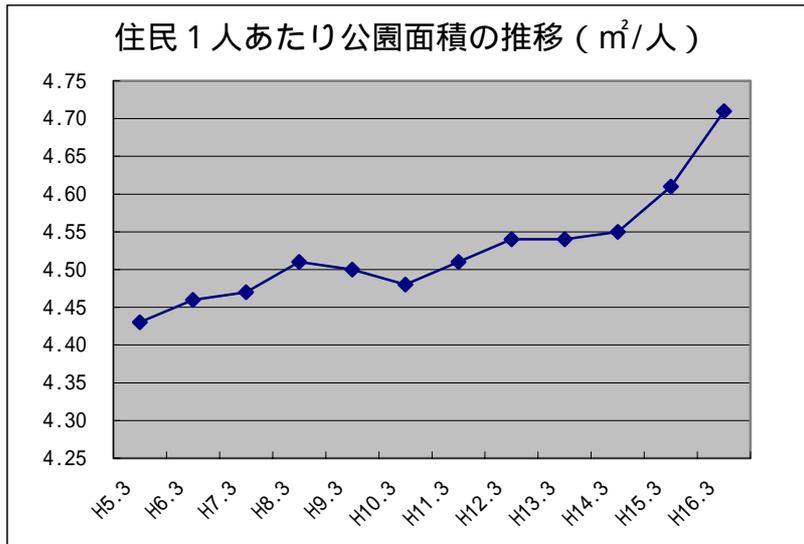
なお、緑の30プラン策定時からの公園面積の推移状況は以下の（表1）のとおりである。

（表1）

年月	公園面積 (ha)	1人あたり公園面積 (㎡)
平成6年3月	531.90	4.46
平成7年3月	536.14	4.47
平成8年3月	541.13	4.51
平成9年3月	543.30	4.50
平成10年3月	545.70	4.48
平成11年3月	555.03	4.51
平成12年3月	562.58	4.54
平成13年3月	568.97	4.54
平成14年3月	577.52	4.55
平成15年3月	592.27	4.61
平成16年3月	611.89	4.71
平成21年3月(目標)	1000.00	10.00

（出典：川崎の公園他）





上記からもわかるように、川崎市の公園面積は年々徐々に増加している。

しかし、平成 15 年度末現在の住民 1 人あたり公園面積は 4.71 m<sup>2</sup>、1 人あたり都市公園面積は 3.72 m<sup>2</sup>であるが、国土交通省が平成 16 年 8 月に発表した 1 人あたりの都市公園面積の全国平均は 8.7 m<sup>2</sup>であり、全国平均から考えても少ない状況にある。

また、大都市における 1 人あたり都市公園の面積は以下の (表 2) のとおりであり、川崎市における 1 人あたり都市公園の面積は東京 23 区や大阪市と並んで、大都市の中では最も少ない状況にあると言える。

(表2)

(面積単位：ha)

都 市	総数		都 市 公 園														その他の公園		自 然 公 園		
			総数		住区基幹公園				都市基幹公園				その他の都市公園		1人あたり 都市公園 面積(m <sup>2</sup> )						
	街区公園				近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園										
	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積	
札幌市	2 615	4 555.43	2 537	1 932.68	2 234	293.63	138	229.25	23	124.28	10	412.56	4	53.60	128	819.33	10.47	78	2 622.80	2	25 149.00
仙台市	1 414	1 083.66	1 403	1 078.90	1 204	142.88	47	90.78	9	70.43	4	84.65	1	21.02	138	669.14	10.63	11	4.76	3	28 843.00
千葉市	1 007	893.14	867	792.27	720	118.59	57	91.07	8	37.86	5	214.12	1	42.60	76	288.02	8.73	140	100.87	-	-
東京都区部	...	...	3 497	2 378.77	2 905	500.67	101	185.99	17	95.65	42	548.90	26	243.02	406	804.54	2.87	1 895	1 302.84	-	-
川崎市	992	535.57	867	466.33	734	95.18	27	46.32	6	27.27	4	154.83	1	72.09	95	70.64	3.63	125	69.24	-	-
横浜市	2 786	1 829.88	2 427	1 573.41	2 112	357.32	178	300.68	43	185.34	12	204.77	7	139.14	75	386.15	4.49	359	256.47	-	-
名古屋市	1 358	1 589.25	1 308	1 478.54	1 100	247.45	91	152.36	26	144.82	6	195.74	4	70.85	81	667.32	6.77	50	110.71	-	-
京都市	1 040	664.14	771	596.09	687	100.48	30	50.41	7	38.60	5	69.94	9	74.28	33	262.40	4.08	269	68.04	2	477.03
大阪市	943	906.18	943	906.18	821	207.87	68	97.54	26	102.23	6	85.09	1	65.17	21	348.28	3.46	-	-	-	-
神戸市	1 470	2 488.09	1 470	2 488.09	1 171	227.40	117	229.57	27	161.74	12	473.29	1	55.89	142	1 340.20	16.48	-	-	1	4 937.00
広島市	1 205	866.88	1 054	860.18	918	159.92	46	98.11	12	60.66	7	163.18	5	95.68	66	282.63	7.59	151	6.70	-	-
北九州市	1 604	1 103.31	1 573	1 070.50	1 369	193.67	64	103.51	11	60.23	5	69.94	5	63.46	119	579.68	10.69	31	32.81	4	8 953.00
福岡市	1 488	1 177.79	1 488	1 177.79	1 198	161.41	67	111.37	8	39.10	7	227.09	6	87.62	202	551.20	8.61	-	-	2	4 500.00

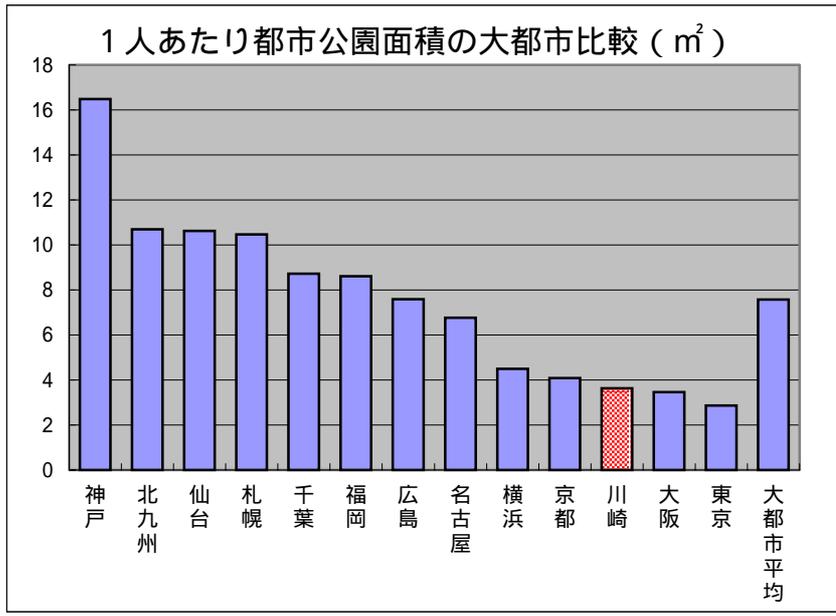
(出典：大都市比較統計年表)

「都市公園」とは都市公園法という公園で、その分類は昭和47年度から実施されている都市公園整備5か年計画における国土交通省の公園別設置水準による。

「その他の公園」とは国または地方公共団体が設置する公園のうち、都市公園法及び自然公園法の適用を受けない公園をいう。

「自然公園」とは自然公園法により設置された公園をいう。

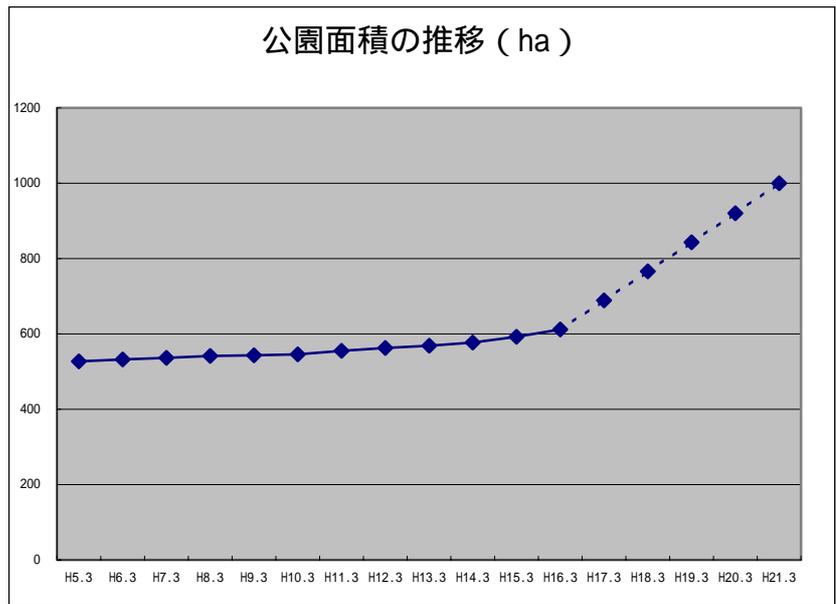
「1人あたり都市公園面積」は、平成15年4月1日の人口により算出した。

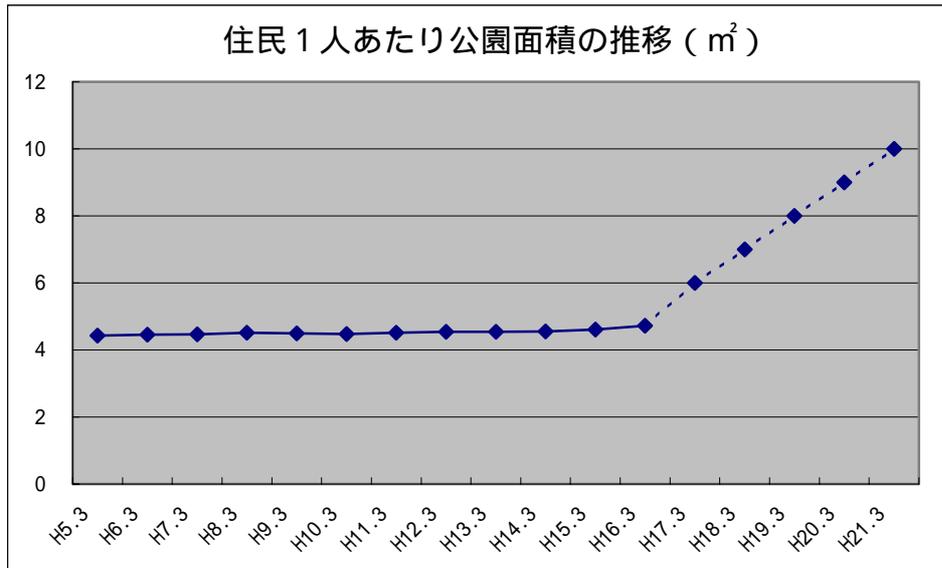


現在、川崎市の公園面積は611.89haであり、緑の30プラン策定時から約80haの増加(+15%)である。また、現在の住民1人あたり公園面積は4.71m<sup>2</sup>であり、緑の30プラン策定時から0.25m<sup>2</sup>の増加(+6%)であり、いずれもわずかながらも年々増加を続けている。

しかし、緑の30プランでは平成21年度までに公園面積を1,000ha、住民1人あたり公園面積を10m<sup>2</sup>にすることを目標として掲げているため、目標達成には程遠い状況となっている。

以下のグラフは平成5年3月から平成16年3月の実績値と緑の30プランの目標を達成するための推移表である。平成5年3月から平成16年3月は実績値(実線)となっており、それ以降は目標を達成させるために必要となる値(破線)を仮に入れたグラフとしている。





グラフからもわかるように、現在の進捗状況から勘案すると緑の 30 プランで掲げた目標を達成することは困難であると考えられ、また、川崎市の財政状態や公園用地取得計画等を勘案しても目標を達成するための具体的な計画は立てられない状況となっている。

目標年限までに実現させるための具体的な用地取得計画や公園整備計画及び施策等を明示すべきであるが、それができない以上、目標値を適宜修正する必要があると考えられる。

なお、緑の 30 プランは平成 7 年に策定され、平成 22 年までの目標となっているが、緑の 30 プランを策定した後、バブル経済の崩壊に伴う景気低迷の長期化等により川崎市の財政状況は悪化し、一部では計画した事業の実行可能性を確保することが困難な状況も見受けられる。しかし、緑の 30 プランでは「計画の期間は社会経済情勢の変化等に対応するために必要に応じて見直す」こととなっているが、計画達成が困難である事業があるにもかかわらず、緑の 30 プランの策定当初から現在まで、一部内容の充実を図ったのみで緑の 30 プランが改訂されたことはない。

現在のところ、平成 16 年度末に新たな市政運営の基本方針として「川崎市新総合計画」が策定される状況にあり、当該新総合計画と整合性を図ることを目的として緑の 30 プランの改訂が平成 17 年以降に予定されている。国の動向として「美しい国づくり政策大綱」が平成 15 年度に策定されたことを始めとして、近年、緑に係る法整備がなされたため、これらに合わせて改訂されるということであるが、財政状況の悪化や計画事業の実行可能性に疑義が生じた時点から早期に改訂を行うべきであった。また、緑の 30 プランが改訂された際は、市民ニーズや事業効果等を勘案した実施計画を策定することで、より効率的かつ効果的に事業を実施し、合わせて進行管理の徹底も行うことが望ましい。

公園面積を 1,000ha 以上とすることや、住民 1 人あたり公園面積を 10 m<sup>2</sup>以上とすることは、市民が健康で快適な生活を営むことを勘案すると非常に有益なことではあるが、川崎市の現状を勘案するとこれらの目標は緑の 30 プランの達成年限である平成 21 年度までに達成すべき目標としてとらえるのではなく、さらに数十年先の長期的なプランとして達成すべき目標と考えられる。

上述したように平成 17 年度以降、緑の 30 プランが改定される予定であるため、その際には住民ニーズの再調査を行うことで目標値や目標年限を再考し、適宜目標を変更する等の措置を執ることが望ましい。

## 2. 都市計画法の計画決定区域内の用地買収

現在、等々力緑地・生田緑地・菅生緑地については、『都市計画法』に基づき都市計画決定区域に指定することで、都市計画事業としての用地取得を行っている。緑地ごとの用地取得率は(表1)のとおりである。

(表1) (平成16年3月31日現在)

緑地名	等々力緑地	生田緑地	菅生緑地
都市計画決定年	昭和16年	昭和16年	昭和51年
計画決定面積	56.4ha	178.8ha	13.4ha
既取得面積	43.6ha	117.3ha	9.1ha
未取得面積	12.8ha	61.5ha	4.3ha
取得率	77.3%	65.6%	67.9%
事業認可面積	42.9ha	53.6ha	5.7ha
既取得面積	42.8ha	48.0ha	5.4ha
未取得面積	0.05ha	5.6ha	0.3ha
取得率	99.9%	89.7%	94.7%

(出典：環境局資料)

都市計画決定区域内で建築物の建築を行おうとする場合は、あらかじめ許可を受ける必要がある等、様々な制約が発生する。建築物の建築を行おうとする場合、建築物が3階以下で地階がなく、構造が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等であり、容易に移転または除去できるもの等でなければ建築を行うことができない(『都市計画法』第53条・第54条、『川崎市都市計画法施行細則』第3条の2)。

川崎市は積極的に地権者との話し合いを行い用地取得を進めているが、現在も一部の用地が長期に亘って未取得となっている。

なお、『都市計画法』の計画決定区域内の用地のうち、現在までに買取申出があったものの未取得である用地面積及び用地取得費の概算金額は以下のとおりである。

(生田緑地)

取得予定年度	面積 (㎡)	概算金額 (千円)
平成16年度	1,608.00	128,640
平成17年度	3,765.51	301,241
平成18年度	1,146.00	91,680
未定	915.06	73,204
合計	7,434.57	594,765

(出典：環境局資料)

(菅生緑地)

取得予定年度	面積 (㎡)	概算金額 (千円)
平成17年度	5,266.00	301,357
平成18年度	2,156.68	119,143
平成19年度	4,927.00	443,430
合計	12,349.68	863,930

(出典：環境局資料)

『都市計画法』の計画決定区域内は、用地取得を行うことで初めて公園や緑地として整備を行うことが可能となるが、等々力緑地、生田緑地や菅生緑地については長期に亘って未取得となっている用地が存在する。

また、既に関取申出のあるものの未取得となっている用地が概算取得費ベースで15億円あまりにもものぼっているが、買取申出後の買取期限は特に存在しないため、現在、一番古いもので平成7年度に申出されたものが現在でも未取得となっており、取得予定年度も未定となっている。

既に関取申出のある箇所については、『都市計画法』で建築制限等様々な制限がかけられてしまうため、川崎市は買取申出のあった用地については速やかに買い取る責任があると言える。よって、財政的に許される範囲で、できるだけ早期に買い取り整備を行うことが望ましい。

計画区域に指定することで制限を設けておきながら、買取申出のある用地の取得を行わないことは相反する行為であるため、用地買取を行わないかまたは用地買収ができない状況にあるのであれば、『都市計画法』上の計画決定区域自体の見直しを行うことも視野に入れる必要がある。

### 3. 緑地保全計画

緑の30プランでは、市域面積の30%に相当する緑を確保するための緑地の保全目標として、市域に残された斜面緑地の保全を進め、樹林地を400ha確保することを目標として掲げている。

しかし、現在、市域の樹林地は年々減少している状況にあり、推移は(表1)のとおりである。

(表1)

(単位: ha)

課税地目	平成 5年度末	平成 7年度末	平成 11年度末	平成 13年度末	平成 15年度末
山林原野面積	665	655	613	584	562

(出典: 固定資産概要調書)

課税地目が「山林」及び「原野」であるものの集計である。

現在のところ緑の30プランの目標値である樹林地400haの確保は保たれているものの、開発等の進行に伴い、今後も減少傾向が続くことが見込まれている。そこで、当該目標を達成するために、斜面緑地総合評価や斜面緑地保全カルテを作成することで施策推進に向けた方向性を見出し、緑地保全地区の指定や緑地保全協定等、様々な施策展開を行っている。川崎市が実施する主な緑地の保全施策は(表2)のとおりである。なお、「樹林地」とは斜面緑地など現状が主に樹林により形成されている土地を指し、以下で示す4つの緑地保全制度に指定された地域とそれらに指定されていない地域に区分される。

(表2)

種類	内容	根拠法令等	買取義務	行為規制	協力度
緑地保全地区	都市の骨格を形成したり、伝統的文化的なものであったり、風致や景観がすぐれたものなど、都市計画による緑地。	都市緑地保全法	あり	許可制	
緑の保全地域	樹林地や水辺地等市域に残存する貴重な自然を保護する、条例による緑地。	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	なし	届出制	
緑地保全協定地	土地所有者と協定を結んだ、良好な自然の存する緑地。	緑地保全事業要綱	なし	なし	
ふれあいの森	自然に親しむなど市民の憩いの場となる緑地。	ふれあいの森設置事業要綱	なし	届出制	

(出典：川崎市の緑地保全制度、川崎市における新たな緑地保全方策について)

協力度： 比較的理解されやすい、理解されるまでに時間がかかる

いずれも指定等を受けるための基準が設けられており、その種類により一定の行為制限が課される代償として、様々な助成や税の軽減制度が設けられている。

平成5年度末から10年間の緑地保全施策の達成状況は(表3)のとおりである。

(表3)

(単位：ha)

事業名	平成5年度末	平成15年度末	実績(増減)
緑地保全地区	16.5	35.3	18.8
緑の保全地域	4.2	10.2	6.0
緑地保全協定	60.3	82.9	22.6
ふれあいの森	2.9	4.0	1.1
合計	83.9	132.4	48.5

(出典：環境局作成資料)

(表1)とは計測尺度が異なり、また未施策の緑地も存在するため、(表1)に記載した面積とは整合しない。なお、平成14年度末の未施策の緑地は391.6haである。

現在の山林原野面積562ha(平成16年3月末現在)は、緑の30プラン策定時から約103haの減少であり、緑の30プランの目標値である樹林地400haの確保は達成されているものの、今後も開発などにより徐々に減少していくことが想定されており、上述したような様々な緑地保全施策を展開することで、樹林地の減少に歯止めをかけている。

樹林地の減少に歯止めをかけるためには、『都市緑地保全法』に基づき都市計画として緑地保全地区を定めることが最も有効であるため、「川崎市緑の配置計画」(平成8年3月)では平成21年度末までに緑地保全地区面積を339.4haにすることを目標として掲げた。しかし、緑地保全地区は、行為の規制により私権の制限が課せられることから、地権者の理解と協力を得られにくい状況となっている。平成15年度末現在の緑地保全地区面積は約35.3haとなっており、『都市緑地保全法』が施行された昭和48年以降、厳しい対応を余儀なくされている。現在の進捗状況から勘案すると「川崎

市緑の配置計画」で設定した 339.4ha の確保目標を目標年限である平成 21 年度末までに達成させることは困難であると考えられ、川崎市の斜面緑地の状況や財政状態を勘案しても目標を達成するための具体的な計画は立てられない状況となっている。

よって、現在は緑地保全地区を補完する制度として、「緑の保全地域」「緑地保全協定」「ふれあいの森」等を地権者の状況に合わせながら効果的に組み合わせ、地権者の合意を得た上で、緑の 30 プランの目標値である樹林地 400ha の達成に向けて取組みを進めている。

現在の状況では、達成が難しいとも受け取られる確保目標を設定しているように思われるが、緑の 30 プランに掲げられている確保目標は長期的なプランとして捉えつつ、開発需要の高い川崎市の実情を踏まえながら、適宜、中期的な目標を設定することで、緑地の残存状況を注視し、取組みの方向性を検討していくことが必要となる。

特に、緑地保全地区の設定については、私権の制限を課すことにより、恒久的な保全が可能となる最も望ましい方策と言えるが、その代償措置として用地の買取義務を負うため、国庫補助が導入できるとはいえ、用地取得の財政負担は、大きいものであることを充分認識していく必要がある。

そこで、条例による緑の保全地域の指定や借地方式による市民緑地、ふれあいの森などの契約保存に関する保全施策を緑地保全地区の設定と併せながら、今後も積極的に推進していくことも重要となってくる。

また、樹林地の所有者のほとんどが農業従事者であることから、関連施策との連携を図りながら、樹林地を持続的に保有できるような仕組みづくりについて研究していくことも必要と考えられる。

#### 4. 緑被率

緑の 30 プランでは、市域面積の 30% に相当する緑を確保するため、「樹林地」を 400ha、「農地」を 500ha、「公園緑地」を 1,000ha、「緑化地」を 2,000ha、「その他の緑地」を 700ha 確保することを目標として掲げている。

緑の 30 プランでは、市域面積の 30% に相当する緑を確保することを目標として掲げているが、現在の「緑化地」と「その他の緑地」の面積がともに把握できていないため、現在の緑被率を計算することができない状況にある。街路樹を始めとして、川崎市が直接管理している箇所についての緑被面積は把握しているが、管理外の箇所についての緑被面積は現況調査を行わなければ把握することができないことから、緑の 30 プランで掲げた緑被率 30% 達成目標の達成度合いを測る尺度が存在しない。ただし、「緑化地」や「その他の緑地」は緑の 30 プランの作成時よりも増加していると思われ、また「公園緑地」は約 80ha 増加しているが、「樹林地」が約 103ha、「農地」が約 184ha それぞれ減少しているため、トータルとしては緑被率が減少していると推測される。

実施計画の有効性の評価は、その事業を実施することによって期待される効果や目標に対して、それぞれの達成度合いにより測定されるが、緑の確保計画の有効性については、有効性評価のための基準となる実績値を計測することができないため、評価をすることができない。今後は市が実施する施策や事業が効率的かつ効果的に推進されるよう、緑被率についてもその普遍的な評価基準を設定し事業を推進していくことが求められる。なお、上述したように平成 17 年度以降、緑の 30 プランが改定される予定であるため、その際には普遍的かつ把握可能な計算方法を確立することが望ましい。

## 5. 公園用地の計画的な整備

緑の30プランによると、公園用地として、1,000ha（川崎市全体に占める面積の6.9%）を確保することが目標として掲げられているが、川崎市土地開発公社から川崎市の当初取得目的に従い購入したものや他の目的からの振替えによる取得、『都市計画法』に基づき買取の申出があったものについての取得、開発等により無償で提供を受けたもの等を除くと、平成2年度を最後に一般会計で、新たな公園用地の取得は実施していない。

以下のように、先行取得している土地の購入を優先している状況にあるため、公園用地の不足している地域自体を把握していても、実際の土地の取得は、環境局単独ではなく、公有地総合調整会議において川崎市の総合的な見地から決められるため、公園用地の不足地域について、より具体的な候補地の調査を実施するというような段階までには至っていない。すなわち、現時点では、環境局主体で計画的に、街区公園等の公園未整備地区の土地を新たに取得することは困難な状況である。本来であれば、公園用地以外の他の用途の使用も含め、公園用地としての取得を市民が望んでいるか住民ニーズを検討した上で、計画を立て、この計画に基づいて用地を取得していくことが望まれる。

ここに、他の事業からの転用により、取得した公園を示すと以下のとおりである。

### 他の事業から転用した公園

取得年度	事業名	住所	面積 (㎡)	買取金額 (千円)	転用理由	備考
平成13年度	菅生ヶ丘地内公共用地 (鷲ヶ峰子供の里公園)	宮前区菅生ヶ丘 2148-2	1,945.12	1,146,865	公共事業用代替地として取得したが、代替地に供されず低未利用地指定されたもので、公有地総合調整会議において公園用地として利用することとされた。	街区公園の増設区域として整備し、近隣居住者の利用に供する。(特別会計からの買戻し)
平成13年度	久地地内 公共用地 (久地梅林公園)	高津区久地 182-3	3,800.02	3,264,940	当面の街区公園設置基準による公園必要地域にあり、公有地総合調整会議において公園用地として利用することとされた。	街区公園として整備し、近隣居住者の利用に供する。(特別会計からの買戻し)
平成14年度	旧御幸小売市場 (仮)紺屋町東公園 (平成17年度中に都市計画決定予定)	幸区紺屋町 14番	720.29	管理換え	小売市場廃止に伴い低未利用地指定されたもので、公有地総合調整会議において新規に公園用地として目的設定された。	長期未整備公園の代替街区公園として整備し、近隣居住者の利用に供する。
平成14年度	有馬地内公共用地 (東有馬植木の里公園)	宮前区東有馬 5丁目 53-1	2,453.70	管理換え	有馬川河川改修事業用代替地として利用が終了したことから低未利用地指定されたもので、公有地総合調整会議において公園用地として利用することとされた。	街区公園として整備し、近隣居住者の利用に供する。
平成14年度	大師橋橋梁事業用代替地 (桜本緑地)	川崎区桜本 1丁目 3-6	462.92	管理換え	大師橋橋梁事業用代替地としての利用が終了したことから、低未利用地部会に図り公園緑地として利用することが決定した。	都市緑地として緑化の推進を図り、地域環境に貢献する。(土地開発公社からの買戻し)
平成14年度	小学校建設予定地 (麻生鳥のさえぎり公園・麻生区市民健康の森) (平成14年3月29日都市計画決定)	麻生区多摩美 2丁目 44-2	12,520.06	2,537,598	教育委員会が学校設立の必要性なしと判断したため、公有地総合調整会議において公園用地として利用することとされた。あわせて市民健康の森として活用されることが決定している。	周囲に多摩緑地保全地区や多摩美ふれあいの森などのまとまった緑が存在し、多摩丘陵台地における緑のシンボルとなっていることから長年の近隣住民要望により近隣公園化を決定。(土地開発公社からの買戻し)
平成14年度	栗木台 5丁目地内公共用地 (栗木台見晴らし緑地) (平成14年3月29日都市計画決定)	麻生区栗木台 5丁目 18	15,544.52	69,950	区画整理事業により公益用地として供されたが、利用部局がなく低未利用地指定されたもので、公有地総合調整会議において公園用地として利用することとされた。	多摩丘陵台地の豊かな自然環境のもと、緑地の保全を図り地域環境に貢献する。(基金からの買戻し)

(出典：環境局資料)

## 6．公園の安全管理

現在、公園内の遊具については、年2回の定期点検調査や、日常の公園調査業務や市民からの報告に基づく現地確認等により安全確認を実施している。その際、破損した遊具については適時補修を行うことで対応し、取替えなければ危険と判断したものについては遊具の更新を行っている。しかし、川崎市の公園遊具については、全体的に老朽化した遊具が多々見受けられ、長期に亘って更新がなされていない遊具が多いと言える。

また、現在、公園遊具の設置や点検については、国土交通省が作成した『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』及び社団法人日本公園施設業協会が作成した『遊具の安全に関する規準』に準拠するよう安全管理を実施しているものの、必ずしもこれらの指針に従った補修や更新が実施できていないのが実状となっている。

近年、公園遊具に関わる事故に対して訴訟が起こされるなど、公園遊具の安全性が課題となっており、現在は安全性・安心感の向上が重要課題と考えられる。なお、川崎市においても、平成13年8月に夢見ヶ崎公園にて遊具の座板が跳ね上がり、腐食のために突起状になっていた座板の留め金が頭部に当たり負傷する事故が発生し、賠償金を支払った事例がある。

老朽化した遊具では事故等が発生する可能性が高まるため、利用者の安全を確保するためにも、可能な限り国等の指針に従った管理を行うことが重要となるが、川崎市の厳しい財政状態を勘案すると国等の指針に準拠することが困難と考えられる事項については、川崎市が実効性のある独自のリスク管理規程を作成し、当該規程に沿った管理業務を行うことで安全性の確保を行うことが必要と考えられる。

なお、現在は公園管理事務所の職員が遊具点検を行っているが、平成11年度には安全点検を専門家へ委託した経緯があるため、今後も数年に一度は定期的に公園施設製品整備技士等の専門家へ遊具の点検を委託することで、より厳密な安全点検を実施することも検討することが望まれる。

## 7．住民のニーズの把握

川崎市が様々な施策を展開するに当たっては、住民ニーズを把握し、当該ニーズに沿った事業を実施していくことが最も重要となる。

公園緑地の整備では、市民説明会等の手続を経て策定された緑の30プランを行政運営指針としているが、具体的な住民ニーズの聴取等は、整備時におけるワークショップ方式や委員会方式等市民参加手続の中で行い、整備事業へニーズを反映させている。

全市的な見地からみると、現在のところ住民ニーズの把握に関する環境局独自の調査は行われていないため、他局で実施している「市民意識実態調査」を参考として活用している。「市民意識実態調査」は市政を進める上での参考資料を得ることを目的として、昭和50年から毎年実施している調査であり、公園緑地の整備をテーマとした調査は平成12年度に「緑と公園」調査が一度実施されているにとどまっている。また、この調査は市政全般を調査対象とするため、自ずと調査内容に限界があると言える。

したがって、環境局独自のアンケート調査を定期的を実施することで、より具体的な住民ニーズの把握を積極的に行うことが望ましい。そのためには、全般的な質問のみでなく、必要と考える公園施設や公園面積を問うような個別具体的な質問を実施することや、自由解答欄を設けることも必要と考えられる。また、個々の公園利用者に対するアンケート等を実施することで、個別の公園ごとの住民ニーズを把握することも可能となると考えられる。

なお、調査結果に基づく住民ニーズの把握にとどまることなく、具体的な改善計画の提示や整備計画等への反映状況を積極的に公開することで、調査結果の活用状況を明確化することも重要となる。

## 8．苦情に対する取組

市民が行政に寄せている公園に関するニーズはどのようなものがあるのかを計るひとつの方法として市民からの苦情が挙げられる。この苦情を公園事務所別に集計したものが、(表1)の「苦情・陳情、要望等集計表」である。

下記表を地区別に見ると、川崎区ではホームレス問題が約1割を占め、高津区、宮前区は多摩区や麻生区よりも公園数が少ないにもかかわらず、施設及び遊具の補修の苦情が2割を占めている。また、多摩区、麻生区においては、樹木剪定、草刈に関する苦情が2割以上を占めている。

川崎区は、他の区に比べて飲食店が多く、かつ水道・トイレ等の施設が整った公園が多いことや、交通の便が良く仕事をしやすいことからホームレスにとって比較的生活しやすい環境である。また、多摩区、麻生区は他の地域に比べて樹木が豊富にあり、宮前区、高津区は川崎区と多摩区、麻生区の間位置し、過去に開発が一時期に行われた結果、その地区内の公園数に比べて市民に身近な街区公園の割合が高い傾向(平均で84%であるのに対して宮前区は93%、高津区は85%)にあるためと思われる。いずれも各区ごとの地域特性が反映された結果となっている。

さらに、平成15年度と平成12年度とを比較すると樹木の剪定や草刈、遊具施設に関する苦情が増加している。

この点については、樹木は、経年の変化とともに、成長することから、剪定作業自体においても、年々費用がかさむ結果となり、また遊具等についても老朽化が進んでいることが考えられる。

(表1) 公園緑地及び街路路等に関する苦情・陳情、要望等集計表

(単位：件)

内 容	平成15年度								平成 12年度	差引増減
	川 崎	幸	中 原	高 津	宮 前	多 摩	麻 生	合 計	合 計	
<b>公園緑地</b>	<b>721</b>	<b>315</b>	<b>391</b>	<b>483</b>	<b>802</b>	<b>522</b>	<b>725</b>	<b>3,959</b>	<b>3,137</b>	<b>822</b>
樹木剪定	146	76	98	93	148	119	247	927	671	256
草刈，除草等	18	4	3	20	35	63	105	248	248	0
施設補修	44	36	78	111	139	64	88	560	348	212
遊具補修等について	81	5	6	50	97	27	24	290	219	71
電気施設	52	19	22	31	12	22	50	208	232	24
トイレ	38	22	32	5	40	43	28	208	108	100
水道	43	18	14	15	63	38	27	218	177	41
ゴミ問題	66	13	15	37	88	47	55	321	193	128
害虫問題	49	48	54	21	31	20	26	249	338	89
騒音問題	3	3	2	0	0	1	2	11	5	6
ホームレス問題について	94	20	23	8	5	3	2	155	66	89
ペット問題について	8	13	6	6	10	8	11	62	48	14
駐車場	2	12	11	0	0	4	0	29	3	26
その他	77	26	27	86	134	63	60	473	481	8
公 園 数	145	85	97	116	161	147	241	992	944	48
1公園あたりの件数	4.97	3.71	4.03	4.16	4.98	3.55	3.01	3.99	3.32	0.67
<b>多摩川緑地</b>	<b>16</b>	<b>73</b>	<b>76</b>	<b>116</b>	<b>0</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>302</b>	<b>59</b>	<b>243</b>
運動施設	1	13	16	25		4		59	16	43
草刈，除草	2	7	6	4		3		22	3	19
駐車場	0	8	9	2		0		19	3	16
ゴミ問題	0	10	12	7		0		29	3	26
ホームレス問題について	8	8	6	2		0		24	0	24
トイレ	0	4	3	36		9		52	14	38
水道	0	9	6	2		2		19	5	14
その他	5	14	18	38		3		78	15	63
<b>街路樹</b>	<b>219</b>	<b>144</b>	<b>112</b>	<b>56</b>	<b>167</b>	<b>165</b>	<b>187</b>	<b>1,050</b>	<b>642</b>	<b>408</b>
剪定	107	59	43	18	93	77	101	498	367	131
草刈，除草	5	26	21	2	6	17	11	88	36	52
落ち葉	21	16	8	3	14	8	9	79	17	62
害虫問題	49	32	24	7	17	44	28	201	151	50
その他	37	11	16	26	37	19	38	184	71	113
利用マナーについて	49	14	13	22	26	8	21	153	33	120
職員の対応について	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
その他	0	21	16	39	9	1	0	86	27	59
<b>合 計</b>	<b>1,006</b>	<b>567</b>	<b>608</b>	<b>716</b>	<b>1,004</b>	<b>717</b>	<b>933</b>	<b>5,551</b>	<b>3,899</b>	<b>1,652</b>

集計対象は電話、来訪、市長への手紙及び文書によるものとする。

また、各年度の公園数・面積と維持管理費用及び人員を記載すると(表2)のようになる。

(表2)

	苦情件数 (件数)	公園数 (箇所)	公園面積 (ha)	1㎡あたり維持 管理費(円)	人員 (人)
昭和 57 年度	1,870	601	451.2	115	77
平成 4 年度	2,996	807	516.9	311	77
平成 14 年度	3,929	992	581.5	190	72

(出典：環境局資料)

なお、川崎市においては、公園数や公園面積の増加等に従ってクレームが年々増加傾向にあるにもかかわらず、平成元年度の各自治体間の比較調査結果によれば、他都市と比べ1㎡あたり維持管理費は以下のように低い状況となっている。

1㎡あたり 維持管理費	川崎市	横浜市	大和市	相模原市
	100円台	300円台	400円台	600円台

(出典：首都圏自治体における緑政発展史と課題)

(表2)に示したとおり、管理対象の公園数及び面積は年々増加するのに、管理する人員は増えず、1㎡あたりの維持管理経費は平成4年度をピークに年々減少している実態からは、苦情の発生が構造的であることが見て取れる。また、近隣都市に比べ川崎市が維持管理に要する費用が低いことも特徴である。こうした苦情の一つ一つは市民生活に直結しており、いずれも具体的であり、かつ緊急を要するものも少なくない。現在の公園事務所の対応としては、苦情等のうち、緊急性を要するものへの対症療法的な作業が中心となっている。

こうした苦情が年々増加し、平成15年度には5千件を越えたという現実について、市政のあり方の基本に関わる課題として真摯に捉え、苦情を抜本的に減らし、本来の公園機能が再生されて市民生活のなかで効果的に発揮されるように、公園の維持管理に関する人員配置など、構造的要因の根本的な解決に向けた検討をするべきである。

また、現在川崎市が進めている街区公園等の比較的規模の小さい公園管理を、基本的に地元住民自らの手による管理に移行する試みは、新しい公園管理のあり方であり、住民自治の形成や地域コミュニティの創造という点からも評価できる。しかし、公園は公の施設であり、その全てを住民に管理させることは行政責任の放棄につながる。地元管理と行政管理の分野について相互の信頼のもとで明確な役割分担が必要である。

維持管理について肝要な点は、管理主体の安定性と継続性である。

近年、公園や緑の分野においても、花壇づくりや市民健康の森づくりをはじめとする森林ボランティアなど市民の自主的な取組みが進展してきている。こうした市民のボランティアの活力を公園の維持管理に有機的に結びつけ、技術の講習や新たなボランティアの育成など、地元管理を無理なく安定的に行えるしくみも必要である。

さらに、公園事務所では、公園内の作業状況を記録した日報があり、この日報に、苦情の対処をした作業が記録されている。しかしながら、この苦情に関する対応について、最終的にどのように処理したか、顛末が記載されていないものが散見されたので、今後は実施した是正状況を明確に記載しておくことが重要である。特に、外注業者に業務を依頼した際には、その顛末結果を確認したことを明確に記載しておくべきである。単に依頼するというメモ書きでは、実際に依頼したのか、その後適正にフォローされたのか判別できず、クレームの対応が適切になされたか否か後日判断がつかないことになる。公園事務所による作業が効果的に実施されたことを証明するためにも、作業のみでなく、明確に記録で残しておくことも重要と考える。

## 9. 公園内の有料施設の収支の把握

公園内の有料施設についての利用件数及び使用料の状況は以下のとおりである。

### 平成 15 年度 有料体育施設等利用状況

施設名	単価 (円)	利用件数					収入額 (千円)
		個人	団体			計	
			有料	減額	免除		
野球場		6,933	341	576	1,182	9,032	14,346
富士見	2,500	265			91	356	662
大師	2,500	581		24	163	768	1,482
小田	2,500	398			91	489	995
桜川	2,500	421	18	22	12	473	1,125
池上新田	2,500	494		2	96	592	1,237
等々力	2,500	156	203	445	155	959	2,603
御幸	2,500	629		78	92	799	1,670
西菅	2,500	503			87	590	1,257
とんびいけ	2,500	557			74	631	1,392
市民広場	1,500	333	61		90	484	591
上丸子天神第 1	500	265				265	132
上丸子天神第 2	500	318			45	363	159
上丸子天神第 3	500	286		5	5	296	144
上平間	500	328			55	383	164
二子第 1	500	364			4	368	182
二子第 2	500	327	36		4	367	181
宇奈根第 1	500	410				410	205
宇奈根第 2	500	298	23		118	439	160
野球場ナイター		1,023				1,023	6,138
大師	6,000	288				288	1,728
御幸	6,000	230				230	1,380
等々力	6,000	339				339	2,034
とんびいけ	6,000	166				166	996
屋内野球練習場	650	1,017		252		1,269	742
野球場付帯設備		0	131	0	0	131	217
ロッカー	1,000		88			88	88
シャワー	3,000		43			43	129
南部過年度分							20
北部過年度分							10
庭球場		59,465	227	7,358	5,270	72,320	47,527
大師	750	6,039				6,039	4,529
富士見	750	24,411		3,510	3,382	31,303	19,624
等々力	600	2				2	1

等々力	750	22,599	227	3,848	1,888	28,562	18,562
西菅	750	4,371				4,371	3,278
とんびいけ	750	2,043				2,043	1,532
庭球場ナイター		11,438	64		4	11,506	9,201
富士見	800	5,977			4	5,981	4,781
等々力	800	5,461	64			5,525	4,420
南部過年度分							54
釣り池		32,330		308		32,638	23,706
団体	750			308		308	115
大人	750	31,137				31,137	23,352
子供	200	1,193				1,193	238
蹴球場		1,173	15	122	351	1,661	2,366
等々力(第1)	2,500	231			2	233	577
古市場	500	163		28	109	300	88
上平間	500	187		28	74	289	100
等々力(第2)	2,500	592	15	66	166	839	1,600
相撲場		42	0	4	19	65	18
団体	5,000			4	19	23	10
大人	200	42				42	8
子供	100					0	-
弓道場		3,925	1	25	21	3,972	844
団体	5,000		1	25	21	47	67
大人	200	3,840				3,840	768
子供	100	85				85	8
野外音楽堂	7,800	24			7	31	187
総合計							105,381

(出典：環境局資料)

表中の免除とは、主に他の課が主催する市民大会等であり、減額等は、川崎市が協賛して実施するものである。

現状、収入や利用者数もしくは利用組数についてのデータは把握しているが、この各施設について、いくらの維持費用が発生しているかについては特に試算しておらず、把握していないのが実情である。確かに複数の施設にまたがる管理委託契約があるため、一定の仮定を置いて配分計算をしないと個別に算定できない計算技術的な要素もあるが、川崎市の財産がどれだけ有効に活用されているか、またはそうでないのか、その施設を毎年維持するために、どれだけの維持費用が生じているのか管理上、把握しておくべきと思われる。民間企業とは異なり、必ずしも利益の有無だけに重点を置いて、その是非や有無を判断すべきものではないが、少なくとも使用料収入を控除した後のコストを川崎市がどれだけ追加負担しているのかを明確化し、極端に維持費用がかさんでいるものはないか、また逆に維持費用がかさむものであっても、川崎市の

方針として維持するものであることを判断する材料として、収入と維持費用の関係を把握しておくことが望ましい。

利用しない市民の立場では、すでに支出済みの建設コストは別としてできるだけ施設の維持費用は利用者に負担してもらうことが望ましいはずである。もしくは、極端に利用状況の少ない施設に対しては、コストの負担ではなく、利用の促進を促すような施策を検討することも財産の有効活用の点から望ましい。例えば、競輪場の中にある陸上競技場については、ほとんど利用されていないのであるから、競輪未開催の期間中には、陸上競技以外の他の利用率が高いものに利用させるなどの方法も検討することが望まれる。



(等々力緑地陸上競技場)

#### 10. 公園事務所における業務の確認

各公園事務所では、公園内清掃・樹木の剪定・草刈・遊具点検等、様々な業務を行っている。しかし、各公園事務所の作業員は10名(南部公園事務所は6名)でこれらの作業を行っているため、公園事務所が管理する全ての公園や緑地を維持管理することは不可能となる。そこで、作業の多くを外部業者へ委託し、委託業者の管理や指導・作業検収等も同時に行っている。

現在、運転手については運転手ごとに「作業用自動車運転日誌」を記入し、作業員については作業班ごとに「作業日誌」を毎日記入している。しかし、作業員の作業日誌については、記帳者や作業内容によりばらつきはあるものの、全体として記載されている事項が不十分であり、数行の記載しかないものも多く見受けられた。作業日誌は、作業を行ったことを証明するだけでなく、作業内容や注意事項の報告など、事務所内で情報を共有するための様々な役割をも果たすため、作業日誌の内容を充実させることが望ましい。また、協会へ料金収納業務を委託しているものについて、収納業務のチェックが不十分な状況にある。現在は業務の完了届を受領し内容を確認のみであるため、適宜協会へ赴き監督を行う等の管理体制を整える必要がある(中部公園事務所)。

さらに、協会へ公園維持管理業務を委託しているものについて、写真確認のみで検収を行い、委託作業の管理が不十分な状況にある。適宜現場へ赴き指導・監督を行うことや、抜き打ち検査を行う等の管理体制を整える必要がある(南部公園事務所)。

## 11. 公園事務所における切手の管理

公園事務所では他の自治体に利用案内等の資料を送付する等のために、切手を使用するが、近隣に郵便局がない、緊急時に備える等の理由で切手を保有している。平成15年度末の保有高は以下のとおりである。

種類	南部	西部	中部	北部	合計(枚数)	合計(金額)
1,000	41				41	41,000
500	31				31	15,500
190	1				1	190
120						
100	14	72		27	113	11,300
90				27	27	2,430
80	2,342	412	13		2,767	221,360
70	23				23	1,610
50	51	101	26	10	188	9,400
10	654	319	887		1,860	18,600
2	305				305	610
合計(金額)						322,000

(出典：環境局調査)

また、切手の平成15年度使用実績は以下のとおりである。

種類	南部	西部	中部	北部	合計(枚数)	合計(金額)
1,000	40				40	40,000
500	2				2	1,000
190						
120				40	40	4,800
100	20	355		30	405	40,500
90	15			35	50	4,500
80	377	151	286	423	1,237	98,960
70	36				36	2,520
50	16	3	140	117	276	13,800
10	42	43	468	61	614	6,140
2	3				3	6
合計(金額)						212,226

(出典：環境局調査)

したがって、切手の在庫水準は以下のとおりである。

切手の種類	南部	西部	中部	北部	合計
月数	39.3月分	12.05月分	3.89月分	1.31月分	18.20月分

在庫水準は、切手の期末有高を使用実績で除して算定した。すなわち在庫が使用状況から見て、何ヵ月分にあたるかを算定したものである。

切手を貯蔵する一定の必要性は認められるもののこのように1年以上存在するのは過大と思われる。管理も煩雑となるので必要な分量に限って購入・貯蔵するとともに、管理にも厳重な注意が必要である。

## 12. 放置自動車への対応

平成16年11月現在で、公園施設内に、14台の放置自動車が存在している。公園の美観を損なうとともに、利用の妨げとなっている。なお、適宜、ナンバープレートから所有者を追跡し、確認の連絡（葉書）を実施しているが、確認がとれないケースが多い。

なお、公園内の平成16年11月の放置台数は以下のとおりである。

所管	公園名	台数
南部公園事務所	池上新田公園	9
北部公園事務所	稲田公園	2
霊園事務所	緑ヶ丘霊園	2
夢見ヶ崎動物公園	夢見ヶ崎公園	1
合計		14

（出典：環境局調査）



（池上新田公園）

現在までのところ、『公園内駐車場等放置車両処理要領』を作成し、処分も行ってきているとのことであるが、その処分までの期間が1年以上もかかるケースもあることから、早急な対応が可能となるよう要領の見直しが必要である。また、放置されないための対策も必要と思われる。

## 13. 契約事務（公園・街路樹等管理業務委託契約）

市が管理する公園・街路樹等の管理については、原則として公園事務所が管理運営しているが、その業務の多くを外部業者に委託している。平成15年度における公園・街路樹等管理業務委託契約（単価契約）については指名競争入札によっており、その落札結果は（表1）のとおりである。

(表1) 平成15年度公園街路樹等管理業務委託契約落札結果(単価契約) (単位:円)

No	件名	事務所	委託業者	予定価格	落札金額	落札率
1	東小田公園ほか公園・緑地等管理委託	南部公園事務所	A	189,023	185,900	98.3%
2	川中島公園ほか公園緑地等管理委託	南部公園事務所	B	189,717	168,000	88.6%
3	東京大師横浜線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	C	244,687	241,000	98.5%
4	新川通モールほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	D	190,833	188,000	98.5%
5	浅野町3号線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	E	190,409	180,000	94.5%
6	東扇島1号線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	B	190,129	170,000	89.4%
7	大川町1号線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	F	171,879	164,000	95.4%
8	伊勢町第2公園ほか管理委託	南部公園事務所	D	4,250	4,100	96.5%
9	小川町線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	C	1,850	1,780	96.2%
10	塚越公園ほか公園緑地等管理委託	中部公園事務所	G	194,493	188,000	96.7%
11	小倉63号線ほか街路樹管理委託	中部公園事務所	H	206,565	204,000	98.8%
12	東京丸子横浜線ほか街路樹管理委託	中部公園事務所	I	206,998	138,500	66.9%
13	下小田中公園ほか公園緑地等管理委託	中部公園事務所	J	198,201	195,000	98.4%
14	井田山緑地保全地区ほか管理委託	中部公園事務所	K	607,080	580,000	95.5%
15	久未イノ木緑地保全地区ほか管理委託	西部公園事務所	L	607,080	605,000	99.7%
16	久地緑地保全地区ほか管理委託	西部公園事務所	M	607,080	600,000	98.8%
17	北加瀬原町公園ほか管理委託	中部公園事務所	N	4,250	4,100	96.5%
18	川崎府中線ほか街路樹管理委託	中部公園事務所	I	1,850	1,300	70.3%
19	不動ヶ丘公園ほか公園緑地等管理委託	西部公園事務所	L	201,968	190,000	94.1%
20	横浜生田線ほか街路樹等管理委託	西部公園事務所	O	214,629	208,000	96.9%
21	小杉菅線ほか街路樹等管理委託	西部公園事務所	L	178,806	171,000	95.6%
22	白幡台第1公園ほか公園緑地等管理委託	西部公園事務所	M	213,125	186,400	87.5%
23	有馬ふるさと公園ほか管理委託	西部公園事務所	P	4,250	4,200	98.8%
24	梶ヶ谷菅生線ほか街路樹等管理委託	西部公園事務所	O	1,850	1,700	91.9%
25	王禅寺ふるさと公園芝生広場ほか管理委託	北部公園事務所	Q	259,816	249,000	95.8%
26	三田1号線ほか街路樹管理委託	北部公園事務所	R	170,495	165,000	96.8%
27	管馬場公園ほか管理委託	北部公園事務所	S	205,599	205,000	99.7%
28	千代ヶ丘62号線ほか街路樹管理委託	北部公園事務所	T	171,623	171,000	99.6%
29	三田第1公園ほか管理委託	北部公園事務所	G	189,911	187,000	98.5%
30	柿生緑地ほか管理委託	北部公園事務所	Q	190,028	179,000	94.2%
31	東生田緑地ほか管理委託	北部公園事務所	T	190,466	190,000	99.8%
32	白鳥公園ほか管理委託	北部公園事務所	U	188,846	188,000	99.6%
33	百合丘第2公園ほか管理委託	北部公園事務所	V	189,334	189,000	99.8%
34	虹ヶ丘公園ほか管理委託	北部公園事務所	W	189,401	156,000	82.4%
35	麻生7号線ほか街路樹管理委託	北部公園事務所	U	170,919	150,000	87.8%
36	小沢城址緑地保全地区ほか管理委託	北部公園事務所	T	607,080	600,000	98.8%
37	王禅寺北第3公園ほか管理委託	北部公園事務所	X	4,250	3,100	72.9%
38	管早野線ほか街路樹等管理委託	北部公園事務所	W	1,850	1,700	91.9%
39	向の丘公園ほか管理委託	北部公園事務所	G	167,118	167,000	99.9%
40	細山代官山公園ほか管理委託	北部公園事務所	W	165,992	164,000	98.8%
41	栗木公園ほか管理委託	北部公園事務所	Y	181,192	180,000	99.3%
42	虹ヶ丘南公園ほか管理委託	北部公園事務所	Z	167,790	167,000	99.5%
43	白山西緑地ほか管理委託	北部公園事務所	S	168,367	168,000	99.8%
44	管北浦緑地ほか管理委託	北部公園事務所	AA	167,256	167,000	99.8%
45	五力田85号線ほか街路樹等管理委託	北部公園事務所	R	165,367	155,000	93.7%
46	細山線ほか街路樹等管理委託	北部公園事務所	U	148,888	148,000	99.4%
47	鹿島田管線ほか街路樹等管理委託	北部公園事務所	V	148,323	148,000	99.8%
48	小杉菅線ほか街路樹等管理委託	北部公園事務所	BB	146,413	146,300	99.9%
49	小田第1公園ほか公園緑地等管理委託	南部公園事務所	B	168,594	160,000	94.9%
50	藤崎第6公園ほか公園緑地等管理委託	南部公園事務所	C	167,783	165,000	98.3%
51	貝塚京町線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	D	168,123	168,000	99.9%
52	川崎駅前広場ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	C	166,154	162,000	97.5%
53	南幸町渡田線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	E	148,579	148,000	99.6%
54	池上新町18号線ほか街路樹等管理委託	南部公園事務所	F	185,108	180,000	97.2%
55	上作延第4公園ほか公園緑地等管理委託	西部公園事務所	L	165,992	160,000	96.4%
56	鷲ヶ峰公園ほか公園緑地等管理委託	西部公園事務所	CC	181,935	124,000	68.2%
57	宮内新横浜線ほか街路樹等管理委託	西部公園事務所	L	149,988	140,000	93.3%
58	尻手黒川線ほか街路樹等管理委託	西部公園事務所	DD	169,083	166,400	98.4%
59	小向第7公園ほか公園緑地等管理委託	中部公園事務所	J	172,882	167,000	96.6%
60	宮内公園ほか公園緑地等管理委託	中部公園事務所	N	184,681	174,000	94.2%
61	大田神奈川線ほか街路樹管理委託	中部公園事務所	A	184,534	180,000	97.5%
62	中原3号線ほか街路樹管理委託	中部公園事務所	K	184,967	175,000	94.6%
					平均落札率計	94.8%

上記のように落札率について非常に高いものが散見される。過去3年における平均落札率等は(表2)のとおりである。

(表2) 平均落札率等

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
取引件数	57件	57件	62件
平均落札率	97.7%	98.1%	94.8%
落札率95%以上の件数(率)	49件(92.4%)	54件(94.7%)	43件(69.3%)

公園管理委託や街路樹管理委託等については、数年間に亘り同一の業者が受注している場合や、同一公園等でなくとも別公園等の同種の取引を受注している場合が多く見受けられる。

また、上記のように、落札率は極めて高い数値を示しており、落札率が95%を超えているものが平成13年度・平成14年度ともに全体の90%以上を占めている。

なお、平成15年度は指名業者の選定に際して、新規参入業者を増加させたこと等により、平均落札率は低く抑えられたものの個別の契約ではなお落札率の高い取引も少なくない。

現在、川崎市は市内中小企業の保護・育成のため、原則として指名業者を市内業者に限定しており、落札結果だけを見れば適正な競争原理が働いているとは言い難い状況にある。

したがって、

公園管理等緊急性が要求されない業務については、数多くの入札参加登録業者の中から、新規業者の指名や指名業者数を増やすこと等により競争性を確保する。

一般競争入札より比較的成本がかからず、また手続も簡易である制限付一般競争入札を導入する(なお、平成16年度からは3,000万円以上の工事請負契約や1,000万円以上の業務委託契約に関しては制限付一般競争入札が実施されている。)

等の方法についても検討することが望まれる。

#### 14. 契約事務(公園トイレ清掃業務委託)

川崎市では公園に設置されているトイレの清掃について委託している。具体的には市内を川崎、幸、中原の3区内の91箇所、高津、宮前、多摩、麻生の4区内の90箇所の2区域に分割した上で市内清掃業者による指名競争入札によっている。

過去3年間における応札状況、予定価格、落札金額、落札率の状況は(表1)、(表2)のとおりである。

(表1) 川崎、幸、中原区公園トイレ清掃 (単位：円)

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
予定価格	20,650,000	21,130,000	21,420,000
落札率	99.9%	98.4%	98.0%
応札状況			
<b>A (落札者)</b>	<b>20,620,000</b>	<b>20,800,000</b>	<b>21,000,000</b>
B	21,100,000	21,600,000	21,720,000
C	21,300,000		21,650,000
D			21,600,000
E	21,400,000	21,600,000	21,780,000
F	21,560,000	21,300,000	21,560,000
G	21,450,000	21,480,000	
H	21,500,000		
I		21,400,000	

(表2) 高津、宮前、多摩、麻生区公園トイレ清掃 (単位：円)

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
予定価格	21,440,000	21,820,000	21,680,000
落札率	99.8%	98.5%	99.2%
応札状況			
C		22,700,000	
D	22,500,000		
F	22,300,000		
G			23,400,000
H		22,500,000	23,200,000
I	22,700,000		
J		22,100,000	22,200,000
K		22,300,000	22,300,000
<b>L (落札者)</b>	<b>21,400,000</b>	<b>21,500,000</b>	<b>21,500,000</b>
M	22,100,000		
N	22,000,000	22,000,000	22,500,000

上記のとおり過去3年間はいずれもA社、L社が98%を超える落札率ですべて第1回入札で落札している。また、それ以前の落札業者も同一である。このような状況は適正な競争状態によって業者が選定されているとは言い難いものがある。

公園トイレ清掃については便器1個あたりによる積算のため、過去の落札金額及び仕様書によりある程度予定価格の見当はつくため高落札率となることは想定できる。また、確かに市内業者の保護・育成も行政にとって重要な課題である。

公園トイレ清掃自体は年間を通して安定的・継続的に行われる必要があるが、特殊な技術を要する業務ではなく、いかに低廉なコストで委託するかが、緊縮財政の折、より重要な課題であるといえる。先述した公園等管理業務委託と同様に指名業者数を増やすことや制限付一般競争入札等の、より競争原理の働く方法による業者選定方式を採用することが望ましい。

## 15. ばら苑

ばら苑は、向ヶ丘遊園の閉園に伴い、バラを含むばら苑施設の寄贈を受けて平成14年4月から川崎市が管理を行っている施設である。

当該ばら苑の概要は以下のとおりである。

所在	生田緑地内（旧向ヶ丘遊園地内）
施設	約1.2ha
開苑期間	春・秋の年2回（年40日間前後）
バラの種類	大輪、四季咲き中輪、つるバラ、ミニバラ 春・・・533種、約4,700株 秋・・・440種、約4,000株
料金体系	無料（ばら苑募金への協力依頼のみ）

（表1） ばら苑来苑者数

時期		平成14年度	平成15年度	平成16年度
春	開園日数（日）	23	22	21
	来苑者数（人）	69,963	50,878	40,073
	1日あたり来苑者数（人）	3,042	2,313	1,908
秋	開園日数（日）	18	16	16
	来苑者数（人）	17,895	19,050	14,272
	1日あたり来苑者数（人）	994	1,191	892
合計	開園日数（日）	41	38	37
	来苑者数（人）	87,858	69,928	54,345
	1日あたり来苑者数（人）	2,143	1,840	1,469

（出典：環境局資料）

（表2） ばら苑収支 （単位：千円）

内容	平成14年度	平成15年度
需用費	1,011	956
役務費	100	118
委託料	17,863	18,427
使用料及び賃借料	29,519	29,363
負担金補助及び交付金	134	0
維持管理事業費計	48,628	48,866

（単位：円）

来苑者1人あたり費用	平成14年度	平成15年度
	553	698

（出典：環境局資料）

現在、ばら苑の開苑期間は、春と秋の2回で年間40日前後と短く、年間の10%程度しか開苑されていない。そもそも、ばら苑は公園であるため多くの市民が気軽に訪れ、通年利用ができる公園として活用を図ることが重要と考える。ばら苑の敷地は賃貸借契約により川崎市が借地をしており、また、ばら苑から公道までの通路の一部も地権者の協力により開花時期に使用許可を受けている状況にあるため、これらの状況を勘案すると、開苑期間が短い現在の状態は止むを得ないとも考えられるが、今後も地権者と積極的に協議を行うことで、できる限り市民が利用できる日数を増やすよう努力することが望ましい。

また、現在、ばら苑を含む生田緑地の整備基本計画の策定が市民参加により進められているため、当該基本計画に基づいた整備を行うとともに、多くの市民が気軽にい

つでも利用することができるような夜間閉鎖を前提とした通年開苑及び受益者負担のあり方を検討する必要がある。

なお、(表1)からもわかるように、年々入苑者数は減少傾向にあるため、市民に広く利用されるよう新たな催しを開催するなどの集客努力も必要と考える。

## 16. 緑化基金

「川崎市緑化基金」は、基金の果実により緑の保全、緑の創出等公共性の高い民有地の緑化を積極的に推進することを目的として昭和60年に創設された。その後、平成14年には条例を改正しその目的を都市緑化の推進としている。

同基金の平成15年度における繰入、取崩、残高の状況は(表1)のとおりである。

(表1) 基金の状況 (単位：千円)

繰入	取崩	残高
373,742	121,257	3,914,244

また、取崩の内訳は(表2)のとおりである。

(表2) 基金取崩内訳 (単位：千円)

事業名	充当額
緑化重点事業計画策定事業費	14,574
花の街かど景観事業費	1,189
緑化推進事業補助金	59,283
屋上緑化・壁面緑化推進事業費	2,100
緑化推進重点地区整備事業費	21,294
大小公園整備工事費	22,816
合計	121,257

基金はその趣旨に賛同した市民等からの寄付金等によって運営されているものである。したがって、その運用は寄付者の意向、すなわち趣旨に沿ったものである必要がある。

平成15年度における取崩のうち大小公園整備工事費22,816千円は具体的には東田公園整備費である。当該公園整備費については、『都市緑地保全法』による緑の基本計画に定める緑化推進重点地区として指定されている川崎駅周辺地区内において、重点的に都市緑化の推進を図る必要によって同基金より充当したものである。

もちろん東田公園整備については緑化推進と直接関係のある植樹工事も含まれているもののそれだけで22,816千円を要しているわけではない。その工事費の多くは、噴水等の既存施設撤去工事等、緑化に直接関連しない事業費も含まれている。その取崩充当に関し緑化推進の目的と合致する公園整備事業ではあるものの、基金の趣旨からすれば主たる工事が専ら撤去工事となることは好ましいとは言えない。寄付者の意思を尊重する意味でその取崩については明確な解釈を確立することが必要と考えられる。

## 17. 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

財団法人川崎市公園緑地協会から、川崎市へ納められる川崎国際生田緑地ゴルフ場の管理許可使用料は、281,630千円であり、このうち川崎市の一般会計へ130,000千円が繰り入れられている。この繰り入れられた財源は、公園管理費に充てられており、具体的には、生田緑地維持管理事業費61,940千円、生田緑地内ばら苑維持管理事業費50,000千円、及び公園緑地維持管理事業費732,294千円の一部への資金として使われている。

この使用料の具体的な算定基準については、『川崎市都市公園条例』第12条、『同施行規則』第10条により、市長が定めることとされており、具体的には1㎡あたり月額100円とされている。しかし、同協会の財政状態を配慮して、現在は減免措置により40円となっている。

確かにゴルフ場運営による川崎市の財政への貢献は認められるが、一方で許可使用料の金額は減免しており、同協会の財政状態が好転し収支差額（利益）が生じた段階で、減免を見直すことが必要である。そもそも、1㎡あたり100円という許可使用料の金額自体が、土地の市場価格やゴルフ場の特性等を考慮した結果に基づいて決定されたものとはなっていないと思われる。今後は同協会自身のインセンティブを引き出す使用料体系の導入や、ゴルフ場土地賃借の場合の市場価格を考慮し算定された合理的な使用料によることを検討すべきである。

#### IV.財団法人川崎市公園緑地協会

##### 1.作業の勤務体制のあり方

川崎市が管理許可または管理委託している公園管理業務について、財団法人川崎市公園緑地協会（以下「協会」という。）は、その勤務の形態をAとBの2つのグループに分け、それぞれの班で、隔週ごとに土曜日、日曜日、月曜日休み、翌週は月曜日のみ休みの4週8休の勤務体制になっている（ただし、霊園については、月曜日休みで週のうち、その他1日を振替え休みにするという勤務体制になっている。）。また現場で行われる直接的な運営は、休日も嘱託者の他、一部アルバイト等を使い（テニスコートの管理や弓道場などの利用券の販売等が）実施されている。

実際の現場での運営自体については、問題なく対応されているとしても、管理者として業務を受託した以上、休日に重点を置いた管理の仕方に配慮すべきである。運動施設を利用する人は、一般に平日よりも休日のほうが多く利用することが想定されるため、管理を任されている立場として、休日を基本的に出勤日として重点を置くべきである。

川崎市の公園事務所が土曜日、日曜日に休みであることを補完する意味でも、土曜日や日曜日を出勤日とし、平日を休みとするほうが利用者への対応として望ましいものとする。受託している公園管理業務の本質は、市民に対して安心して運動施設等を利用してもらうことをサポートするサービス業であることを認識し、利用者に問題が生じないように、また対処を十分に行えるように責任者としての立場に即した勤務体制とすることが期待される。

##### 2.組織の構成

『公益法人に関する指導監督基準』及び『同運用指針』によれば、市出身の役員の占める割合は3分の1以下とするよう要請されている。協会の現状についてみると、理事15名のうち、5名が該当者であり、ちょうど3分の1となっている。また理事長も、平成16年における改正までは環境局長が兼務しているのが実状であった。なお、平成17年1月1日付けで常勤理事長が新規に就任している。

『同指導監督基準』において、市関係者の人数に関して制限を加えている趣旨は、協会の自主性・独立性を高めるとともに、効率的な運営を期待しているものと思われる。また天下り先との批判の対象にならないように配慮する必要性もある。

再委託の割合が高い結果となっている上、ゴルフ事業を除くと人員の構成比率（平成16年7月1日現在）は、公園緑地部長以下51名中、38人が川崎市OB（嘱託者）で74%と高い比率になっており、今後は、協会の自主性・独立性を高めていくことが望ましい。

### 3. パークボール場の運営

協会が運営するパークボール場の最近の利用者数と収支は（表1）及び（表2）のとおりである。

（表1）利用者数 （単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
<b>有料利用者数</b>	<b>9,476</b>	<b>17,252</b>	<b>20,098</b>
大人	3,530	6,003	6,293
小人	1,021	1,102	998
65 歳以上	4,797	9,272	11,033
団体	128	875	1,774
<b>免除者</b>	<b>46</b>	<b>16</b>	<b>19</b>
<b>利用者合計</b>	<b>9,522</b>	<b>17,268</b>	<b>20,117</b>

（出典：協会資料）

（表2）収支 （単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収益	2,815	5,130	5,736
費用（直接費）	9,663	8,166	8,113
<b>損益</b>	<b>6,847</b>	<b>3,035</b>	<b>2,377</b>
間接費	408	817	897
<b>差引</b>	<b>7,256</b>	<b>3,853</b>	<b>3,275</b>

（出典：協会資料）

公園事業特別会計における管理費（平成 13 年度 42,375 千円、平成 14 年度 47,056 千円、平成 15 年度 49,719 千円）を収益事業収入の比率で按分した概算額である。

パークボール場の収支は年々改善しているものの、現在も赤字が続いている状態にある。また、敷地は国の所有であり、川崎市が国から無償で貸借しているものを協会が『都市公園法』の規定により管理許可を受けて管理運営している。また、現在は採算性が保てないという理由で、協会は減免申請を行っているため管理許可使用料は発生していないにもかかわらず、収支は赤字となっている。当該収支を改善させるためには、収益の増加と費用の減少の双方から対応する必要がある。収益の増加に関しては、利用者数を増加させる一層の努力が必要と考えられる。年間 5 万人程度の利用者数を目標としているが、年々利用者数が増加しているものの現在の利用者数は 2 万人程度に留まっている。

現在、市内の各区役所・各公園事務所及び霊園事務所等にパンフレットを配布して市民に PR を行い、また、協会発行の広報誌に載せて広く市民への広報活動を行っており、これらの広報活動により利用者数は年々増加しているが、各種催しや大会の開催、団体客の取り込み努力、シルバー団体への広報等、より一層の広報活動が期待される。

費用に関しては、大半をパークボール場の運営管理に係る外部委託費が占めているため、当該費用を減少させる必要がある。常時 3~4 人で管理を行っているため運営管理委託料が高く、平成 15 年度を例にとると、直接費 8,113 千円のうち運営管理委託料が 7,200 千円を占めている状態にある。協会では金銭管理及び監督業務を行っているが、外部業者が行った運営管理業務の監督や金銭出納の管理を実施することで事務コストが増加することとなる。さらに、運営管理業務は専門的業務ではないため、運営管理を外部委託せず協会が自ら実施することも視野に入れるべきである。

#### 4. ゴルフ事業の運営状況

協会は川崎市が民間業者から平成3年12月にゴルフ場の返還を受けた後、管理許可を受けて運営を行っている。

協会の決算書をみると、21,629千円の債務超過状況になっており、この他、退職給付引当金の不足分が53,685千円ある。

ここで、債務超過に至った主な経緯は以下のとおりである。

平成9年と12年は雪により、それぞれ26日、15日間営業を閉鎖した結果、それぞれ各年には、56,740千円、32,340千円の損失が生じ、また平成10年度には「東京湾アクアライン」が開通したことにより、千葉県へプレーヤーが移行した結果、値下げ競争が生じ翌年度には、32,340千円の欠損を計上した。

現在は、平成13年度策定の10ヵ年の改善計画に基づき、人員の大幅削減とプレー料金の見直しを実施して運営している（当初の予定では、平成15年度に次期繰越収支差額は81,005千円となる予定であったが、実績では4,348千円となっている）。

プレー料金の決定については、プレー者数を確保しつつ、最大の収益を確保するように、平成11年度に平日料金の値下げ、平成15年度には、乗用カートのセルフ制を導入することで料金の差別化を図るとともに、一方でキャディ数の削減を行い、利益の拡大に向けた取組みを行っている。また、公益性の面からは、区民の日を設定して川崎市民に配慮した運営を行うとともに、市民開放の日を設けてゴルフ場の一部を開放する日を設定している。

実際に川崎国際ゴルフ場のキャパシティ能力に対する利用率を平成15年度で見ると、約94%程度（キャパシティは一組7分ごとで、一組平均3.7人、一日54組、年15,944組、合計58,992人と算定）と見込まれ、現在の料金水準の下で、最大の収益が出るようされているものと思われる。また、実際に予約の埋まり具合を確認した結果、予約受付日から約2週間ほどで予約が埋まる状態であるので、この間に利用者は申込を行えば足りるため、市民の利用が妨げられているという状況にはないものと認められる。

現在までのところ、近隣ゴルフ場とのプレー料金の比較検討や契約キャディの解除、食堂業務の外部委託による人員削減等の経営改善を実施してきているものと判断されるが、川崎市の管理許可使用料は当初の金額よりも減免している事実があり、他の公園施設管理と同様、今後民間企業も管理許可を受ける対象となるため、原則として競争原理に基づき川崎市によって選別されることを認識しておくべきである。

#### 5. みどり会計

みどり会計における事業は 緑地保全事業、 緑化推進事業、 普及啓発活動を実施している。各々の実施内容は次のとおりである。

緑地保全地区、保存樹林等の管理協定を川崎市と締結した当該土地所有者に対し、管理に要する費用の一部を助成

緑化に関する費用の一部助成

苗木、記念樹等の配布、都市緑化の普及啓発活動、コンクールの実施

また、平成 15 年度の収支は次のとおりである。

(単位：千円)

(収入)	金額	(支出)	金額
川崎市からの補助金収入	72,019	緑地保全事業費( 1 )	24,897
雑収入	102	緑地推進事業費( 2 )	18,501
		普及啓発事業費( 3 )	7,710
		管理費	11,251
		川崎市補助金戻入	9,760
収入合計	72,121	支出合計	72,121

(出典：協会決算書)

- ( 1 ) うち委託料(保存樹林等表示板の作成)5,830 千円  
       奨励金(保存樹林等の管理協定者に対する奨励金)19,067 千円
- ( 2 ) うち助成金(緑化費用の助成)15,365 千円  
       印刷製本費2,194 千円  
       その他941 千円
- ( 3 ) うち人件費1,260 千円  
       消耗品費(配布樹木)4,709 千円  
       その他1,741 千円

収入のほとんどを川崎市からの補助金で賄っていることが伺える。その一方で支出面については川崎市補助金戻入を除く実質的な支出62,361千円のうち、奨励金・助成金といった金銭の交付が34,432千円、樹木等の「物」の配布が4,709千円といわゆる第三者交付型事業の割合が63%と高くなっている。これについて管理費が18%程度発生しており合理性・効率性の点で疑問が生じる。

また、特に奨励金・助成金事業についてはその支給先の審査は実質的に川崎市で実施しており、協会の主な業務は振込手続であることから、当該事業を協会が実施する必要性は乏しく、補助金の交付団体としての適格性についても疑義がある。協会に対する補助、すなわち協会が事業を実施することの必要性について再検討することが望まれる。

## 6. 思い出記念樹(緑化の普及啓蒙)

協会は「財団法人川崎市公園緑地協会思い出記念緑化事業」を実施している。『同実施要綱』によると出生、婚姻等の市民の思い出として市民に苗木を贈呈することにより、市民の緑化意識の高揚、および緑化推進を図ることを目的としている。

過去5年間における申込者数は(表1)のとおりである。

(表1) 申込数

年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
申込数	546	576	553	610	559

(出典：協会資料)

市民のそれぞれの記念日に、市民の思い出として苗木を贈呈し、緑化意識の高揚、及び緑化推進を図るといふ趣旨は理解できるものである。しかし、当該事業についても金銭と物との違いはあるものの対価性のない一方的な給付という意味では補助金・助成金と同種の事業であると言える。したがって、事後的に目的達成度に関する効果測定を実施し、事業の存続のあり方を検討することが望まれる。目的が市民の緑化意識の高揚、及び緑化推進であることから、具体的には事後的なアンケートによる緑化

意識調査や贈呈樹木の存否の調査、また、応募者以外に対する当該事業の必要性等の調査が考えられる。事後測定を実施しない補助等については単なる第三者交付型事業との批判を免れないものである。

## 7. 協会の財政状態及び収支の状況

協会の収支計算書及び貸借対照表は事業概要に記載のとおりである。公益事業会計には一般会計とみどり会計があり、また収益事業会計には公園事業特別会計とゴルフ事業特別会計がある。

このうち、公園事業特別会計は主に川崎市から管理許可を受けて駐車場の運営を実施しているものであり、この会計で計上された収支差額の一部を一般会計とゴルフ事業特別会計にそれぞれ30,000千円繰り入れている。

また、協会は退職給付引当金を計上しているものの、自己都合要支給額の100%を計上するまでには至っておらず、105,675千円の引当不足となっている。なお、この原因は、一般会計では、過去の合併時に組織規模が拡大し、それまで加入していた中小企業退職金共済の加入要件を満たさなくなり、この時点で解約返戻金相当額をそのまま退職給付引当金として計上したこと、また、ゴルフ事業特別会計では期末自己都合要支給額の20%を計上するという会計処理を行っているためである。

### (1) 収支の状況

川崎市から受託している公園管理業務は特に専門性の高い業務ではなく、今後、民間企業の参入も想定される。また駐車場事業や奨励金・助成金事業等についても、協会が実施する必要性は低いものと考えられる。このため、これらの事業がなくなった場合の平成15年度決算を下記に示すことにした。なお、事業収入がなくなることにより、対応する削減可能な事業費（給与以外のもの）については削除している。

(単位：千円)

科目	公益事業		収益事業		合計
	一般会計	みどり会計	公園事業特別会計	ゴルフ事業特別会計	
・収入の部					
1. 基本財産運用収入	3,389				3,389
2. 寄附金収入	2,804				2,804
3. 繰入金収入	30,000			30,000	60,000
4. 補助金等収入		0			0
5. 受託事業収入					0
6. 収益事業収入			131,691	932,044	1,063,735
7. その他収益事業収入			24	33	58
8. 雑収入	483	102	5,763	9,761	16,110
当期収入合計	36,676	102	137,478	971,840	1,146,096
前期繰越収支差額	5,909	0	37,900	82,538	38,728
収入合計	42,585	102	175,378	889,301	1,107,366
・支出の部					
1. 自主事業費	12,529				12,529
2. 受託事業費	107,555				107,555
3. みどり事業費		0			0
4. 収益事業費			117,228	748,345	865,573
5. その他収益事業費			6	10,744	10,751
6. 管理費	49,328	11,251	4,916	102,239	167,734
7. 支出金			60,000		60,000
8. 固定資産取得支出			18,700		18,700
9. 借入金返済支出				32,320	32,320
当期支出合計	169,412	11,251	200,850	893,649	1,275,162
川崎市補助金戻入金		0			0
当期収支差額	132,736	11,149	63,372	78,190	129,067
次期繰越収支差額	126,827	11,149	25,472	4,348	167,796

ここでは後述の退職給付引当金は含んでいない。また、一般会計及びゴルフ事業特別会計へ公園事業特別会計から繰入がされているが、協会全体では影響がないため相殺はしていない。

上記の修正した収支計算の結果を見ると、黒字になっている駐車場収入がなければ、大幅に収支差額がマイナスとなり、運営に大きな支障をきたすことが容易に予想される。

## (2) 財政状態

現在の協会での退職給付引当金の計上額について、要支給額100%を計上した場合にいくら不足額があるかを計算した結果が以下の表である。

(単位：千円)

	平成15年度末		
	要引当額	引当済額	差引不足額
一般会計	65,090	19,100	45,990
みどり会計	-	-	-
公園事業特別会計	5,999	-	5,999
ゴルフ事業特別会計	67,106	13,421	53,685
合計	138,197	32,521	105,675

この影響を反映させて財政状態を示すと以下のようになる。

(単位：千円)

科目	一般会計	みどり会計	公園事業 特別会計	ゴルフ事業 特別会計	合計
<b>資産の部</b>					
1.流動資産	54,825	14,550	45,096	45,321	159,793
2.固定資産	160,836		271,660	70,755	503,252
資産合計	215,662	14,550	316,757	116,076	663,046
<b>負債の部</b>					
1.流動負債	42,634	14,550	24,075	49,244	130,505
2.固定負債	0			75,040	75,040
3.退職給付引当金	65,090	0	5,999	67,106	138,197
負債合計	107,724	14,550	30,074	191,390	343,742
<b>正味財産の部</b>					
1.前期繰越額	148,195		287,408	120,767	314,836
2.当期増加額	40,258		727	45,453	4,468
正味財産合計	107,937		286,681	75,314	319,304
負債及び正味財産合計	215,662	14,550	316,757	116,076	663,046

退職給付引当金の計上不足額 105,675 千円を仮に平成 15 年度に一度に計上すると、当期の正味財産増加額は全体で 4,468 千円となる。これに加え、 の影響の一部もしくは、全てが反映されることがありえることを協会としては認識し、サービス業としての位置付けを確保するようにしておく必要がある。

## V.株式会社川崎球場

### 1. 株式会社川崎球場の財政状態及び経営成績

#### (1) 経営成績

株式会社川崎球場（以下「会社」という。）の営業損益は、営業会計、駐車場会計、受託事業会計の3つの部門損益から構成されている。平成15年度における会社の損益の概要は以下のとおりである。

平成15年度損益計算書 (単位：千円)

科目	営業会計	駐車場会計	受託事業会計	全社
営業収益	52,173	113,973	39,883	206,029
営業費用	2,224	30,214	21,171	53,610
売上総利益	49,948	83,758	18,711	152,419
一般管理費				104,308
営業利益				48,110
営業外損益				408
経常利益				47,701
特別損益				41
当期純利益				47,660

(出典：会社決算書)

ただし、会社の営業収益の多くは、川崎市の土地を利用した駐車場運営及び川崎市からの業務委託によるものである。

監査の結果において述べたとおり、営業会計で実施している球場運営は、多額の利益をあげているにもかかわらず使用料の減免を受けている。もし減免を受けなかった場合には一般管理費が15,795千円増加する。

次に駐車場会計で実施している事業のうち、球場に隣接する駐車場の管理については、許可の相手方である会社と直接実際に管理している民間の駐車場管理会社の業務分担や経費負担等を調査し、管理許可のあり方について検討する必要がある。もし川崎市が会社に対して管理許可を与えない場合には現在の駐車場会計の利益はあげられない。

さらに、受託事業会計で実施している川崎市本庁舎等の駐車場の管理についても、一般的な業務に過ぎず、会社に随意契約により行わせることは不相当である。もし庁舎等の駐車場の管理を入札等により実施させる場合には、会社はこれらの業務を受託できない可能性がある。そこで、仮に会社がこれらの状況にあった場合、会社の損益は以下になると予測される。

(単位：千円)

科目	営業会計	駐車場会計	受託事業会計	全社
営業収益	52,173		5,106	57,279
営業費用	2,224			2,224
売上総利益	49,948		5,106	55,055
一般管理費				120,103
営業利益				65,048
営業外損益				408
経常利益				65,456
特別損益				41
当期純利益				65,497

後述する退職給付引当金の積増など非経常的な事項は織り込んでいない。

この結果からは、会社は川崎市の支援なしには存在することができないばかりか、今後繰越損失を増大させていく可能性が高いと言わざるを得ない。

現在会社は数値化した経営計画等を策定していないが、今後会社が存続していくためには、自らの営業により収益を獲得していくための適切な計画を策定し、実行していくことが望まれる。

## (2) 財政状態

会社の平成 15 年度末現在の貸借対照表の要旨は以下のとおりである。

平成 15 年度貸借対照表 (単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	104,127	流動負債	14,295
固定資産	13,483	固定負債	20,352
		負債合計	34,647
		資本金	250,000
		利益準備金	400
		当期末処理損失	167,437
		資本合計	82,962
資産合計	117,610	負債・資本合計	117,610

(出典：会社決算書)

会社に対する川崎市の出資比率は 46.3% であるから、川崎市の持分損失は 77,523 千円である。ただし、計算書類が会社の財政状態を適切に反映していない場合には、さらに持分損失が増加する可能性がある。そこで、会社の財政状態を検証し、計算書類が適正に作成されているか検討した。

その結果、会社より入手した平成 16 年 3 月 31 日現在の「退職給与要支給額表」によれば、平成 15 年度末時点での退職給付要支給額が 115,276 千円 (7 名分) あるにもかかわらず、貸借対照表に退職給付引当金が計上されていない。

したがって、平成 15 年度末の未処理損失が同額だけ過小に計上されている。この点を考慮すると、平成 15 年度末現在の貸借対照表の要旨は以下のとおりとなり、川崎市の出資金額である 115,800 千円は全額が持分損失となる。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	104,127	流動負債	14,295
固定資産	13,483	固定負債	135,628
		負債合計	149,923
		資本金	250,000
		利益準備金	400
		当期末処理損失	282,713
		資本合計	32,313
資産合計	117,610	負債・資本合計	117,610

前述のとおり、会社は川崎市からの経営支援なしには存在することができないと考えられる。

会社は株式会社であり、川崎市は有限責任を負うだけであると考えれば、これ以上川崎市の損失が拡大することはないとも言える。しかし、川崎市は会社の筆頭株

主であることから、これ以上未処理損失が拡大して会社が破綻するような場合には、経営責任や道義的責任を追究されることは免れないものと考えられる。

川崎球場は平成 16 年度において新たに人工芝を張り替え、再建に向けて新たな需要開拓に乗り出したところである。川崎市は、このような現状に即した経営方針、数値化した経営計画を会社に策定させ、それらをもとに会社の今後のあり方を再検討する必要がある。また、仮に未処理損失の解消、つまり経営改善の兆しが数年の間に見られなければ会社のあり方を基本的に見直す必要があることに留意すべきである。

以 上